

経営事項審査申請説明書

(経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書)

この説明書は、東京都知事許可の建設業者を対象にしています。

東京都知事許可業者の電子申請による経営事項審査については、
東京都経営事項審査ホームページに掲載の「経営事項審査における電子申請のご案内」も
必ずご確認ください。

財務諸表の作成に関する事項は、登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

経営事項審査申請に当たっては、最新情報をご確認ください。

最新情報は、随時、東京都経営事項審査ホームページに掲載します。

〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課「相談コーナー」をご利用ください。相談員（行政書士）が
対応します。

「相談コーナー」のご利用時間等

月曜日から金曜日までの午前9時30分から11時30分まで、午後1時から4時30分まで
電話での相談も受け付けております。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

令和7年9月



東京都都市整備局市街地建築部建設業課

経営事項審査の注意事項等について

1 経営事項審査予約日及び予約時間について

※経営事項審査の予約がオンライン予約に切り替わりました。

・ 予 約 シ ス テ ム U R L : <https://ttzk.graffer.jp/digitalservice-metro-tokyo/booth-reserve/pages/8405263585742834520/reservation-time>

・ 予約システムQRコード →



区分	予約対象 案 件	予約方法	予約対象の 審査時間	相談コーナー	備 考
経営 事 項 審 査	全て	予約システムによる予約。 やむを得ず予約の変更や 取消しをする場合は 下記まで連絡 9 : 00から17 : 00まで 電話 03-5321-1111 (内) 30-691	月曜日から金曜日まで ○ 9:30 ○ 10:30 ○ 13:30 ○ 14:30 各時間帯	予備調査を受け ることができま す。 <u>初めて受審 される方は、あ らかじめ、予備 調査を受けてく ださい。</u>	2 か月 先 の 審 査 日 まで 予 約 できます。

2 経営事項審査の再来審査日及び受付時間について

開庁日の月曜日から金曜日に行っています。

受付時間は、午前9時30分から11時まで、及び午後1時30分から3時までです。

3 経営事項審査についての相談コーナーについて

開庁日の月曜日から金曜日に利用できます。

相談時間は、午前9時30分から11時30分まで、及び午後1時から4時30分までです。

電話での相談も受け付けています。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

4 経営事項審査場所について

都庁第二本庁舎3階南側の建設業課内

5 電子申請について

東京都では令和5年10月23日に電子申請の受付を開始しました。電子申請の方法等については、東京都経営事項審査ホームページで公開している説明書「経営事項審査における電子申請のご案内」を必ずご確認ください。

なお、電子申請は、予約は必要ありません。

6 技術職員名簿の裏付資料について

資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の経営事項審査と同じ資格コードで申請する技術職員については、合格証等の提示は不要となりました。ただし、有効期限のある「基幹技能者」、「地すべり防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要です。また、業種の追加となる技術職員がいる場合で、かつ合格後に実務経験年数が必要な場合は、合格証明書等の提出が必要です。

なお、講習受講を「1（有）」で申請する場合は、監理技術者資格者証及び裏面の監理技術者講習修了情報の提出が毎回必要です。

7 健康保険被保険者証に代わる確認書類について

従来の健康保険証の発行が令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、経営事項審査における常勤性の確認資料が変更となります。詳細はP. 47以降を参照してください。

※令和7年12月1日までの申請については、有効期限内の既存の保険証の写しをお持ちの場合は、従前どおり常勤確認資料として提示してください。

8 確定申告書の收受印廃止について

令和7年1月から、税務署での申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されました。これに伴い、令和7年1月以降に書面申告した場合は、申告書等の控えの收受日付印の確認を行いません。申告時には必ず申告内容の控えを残して、審査受審時に提示をお願いします。

なお、電子申告の場合は、従来どおり、電子申告書及び添付書類を出力したものと税務署から送信された受信通知を紙に出力したものを提示してください。

9 資本金性借入金に係る経営事項審査の取扱いについて

審査基準日が令和7年3月31日以降の申請より、借入金のうち、要件を満たすものについては「資本金性借入金」とみなして取り扱うことが可能となります（単独決算による申請に限る。）。「資本金性借入金」の要件、取扱方法、申請方法及び証明書の様式等の詳細は、東京都経営事項審査ホームページをご確認ください。

注意事項

- ・事前に、公認会計士等から指定様式において、資本金性借入金に該当する借入金であること等の証明を受ける必要があります。
- ・令和7年7月1日以降に、経営状況分析の自己資本において、本取扱いを受けている必要があります。

10 審査の効率化について

受審者の皆様方の待ち時間を短縮し、予約枠の拡充を図るため、1件当たりの平均審査時間の縮減に努めています。そのため、以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

① 都職員による事前確認について（本文P. 5）

技術職員数が多い場合や工事経歴書などの裏付資料の確認で、経営事項審査に時間を要する可能性のある項目については、経営事項審査の前に建設業課建設業指導担当に裏付資料を持参又は郵送いただき、その対象項目の事前確認をお願いします。持込期限は審査日のおおむね1か月前までです。事前確認を受ける際には予約は不要ですので、直接建設業課建設業指導担当にお越しください。事前確認の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から5時までです。ただし、職員が審査中の場合は、審査が終了するまでお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

事前確認が必要な場合

- ア 最初に受けた建設業許可通知書を紛失した場合、
- イ 技術職員が40名を超えるとき、
- ウ 確認対象となる工事が20件を超えるとき（工事経歴書に単価契約を7件以上記載したとき等を含む）、
- エ 建設機械の保有台数が8台以上であるとき、
- オ 決算期の変更を行った場合（任意） などです。

② 予約制度と審査時間について（本文P. 2、7）

経営事項審査の審査時間については、1件当たり通常15分から20分程度を想定して予約制度を運用しておりますが、例外的に1時間を超えるケースも生じています。このような場合、他の申請者の予約時間に影響が及ぶおそれがあることから、審査途中であっても審査終了の見込みが立たないときは、審査を中断し、改めて予約を取り直していただくこともありますので、ご了承ください。

11 注意事項

- ① 審査が終了し、申請書を受理した後は、申請内容の変更はできません。
- ② 審査は申請日（審査を終了し、申請書が受理された日）直前の決算日（審査基準日）に対して行います。
- ③ 登録経営状況分析機関の指示により、財務諸表（決算変更届）の訂正書類を提出した場合は、建設業課に「変更届出書の訂正について」（P. 93参照）を提出してください。経営事項審査申請時の提出も可能です。ただし、許可申請書類に添付した財務諸表の訂正はできませんので、その場合は、事前にご相談ください。
- ④ 虚偽の申請をした場合は、監督処分（営業停止30日以上）の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。
- ⑤ 審査を円滑に行うために、あらかじめ書類の記入漏れの有無・必要書類の有無・裏付資料の整合性などを十分ご確認いただくとともに、書類を事前に整理し、審査時にはファイルなどから出しておくなど、速やかに提出・提示いただけるようお願いします。
- ⑥ 工事経歴書に記載されている工事の業種で不適切な場合が多く見受けられますので、決算変更届書の提出前に、建設業課審査担当に確認するなど、間違いのないようにお願いします。

- ⑦ 同一基準日で、経営事項審査を再度申請することはできません。申請業種等申請内容を十分確認の上、申請してください。

12 その他

- ① 申請書の様式、記載要領、変更内容などについては、東京都経営事項審査ホームページ (<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) に掲載しています。
(都市整備局HP → 「届出・申請」をクリック → 「経営事項審査」・「経営規模等評価申請／総合
評価値請求関係」をクリック)
また、様式及び記載要領については、(一財) 東京都弘済会 弘済会アシストで購入も可能です。
- ② 入札参加の手続などについてのお問合せは、国・地方公共団体などの契約発注部署にお願いします。

13 お問合せ先

- ① 経営事項審査についての相談

建設業課内相談コーナー (都庁第二本庁舎 3 階南側)

- ・ 曜日 月曜日から金曜日まで (閉庁日除く。)
- ・ 時間 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで、及び午後 1 時から 4 時 30 分まで
- ・ 電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

- ② 経営状況分析申請

登録経営状況分析機関 ※次ページの登録経営状況分析機関一覧をご参照ください。

- ③ 審査の予約の変更及び取消し

建設業課内受付 (都庁第二本庁舎 3 階南側)

- ・ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 電話 03-5321-1111 内線 30-691

- ④ 申請書類の販売

用紙販売所：(一財) 東京都弘済会 弘済会アシスト

〒104-0043

東京都中央区湊 1-12-11 八重洲第七長岡ビル 4 階

販売時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで 電話 (直通) 03-6826-1011

通信販売：インターネット <https://www.tokyoto-kosaikai.or.jp/>

FAX 03-3551-0678 (24 時間受付)

＊送料・梱包手数料別

詳しくは弘済会アシストへお尋ねください。

- ⑤ 経営事項審査申請

上記以外の経営事項審査申請に関することで、この説明書や東京都経営事項審査のホームページでは対応できない事項についての来庁による相談は、経営事項審査をしていない午前 9 時から 9 時 30 分まで及び午後 4 時から午後 5 時までの間にお願いします。この時間帯以外では対応できない場合がありますので、ご了承ください。

都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導担当 (都庁第二本庁舎 3 階南側)

登録経営状況分析機関一覧

※国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は以下のとおりです。今後、登録経営状況分析機関が追加又は廃止された場合は国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html) で随時更新されます。

※経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1	03-6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町2-120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町2-2	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

(令和7年1月現在 国土交通省ホームページより)

目次

経営事項審査の注意事項等について
登録経営状況分析機関一覧

ページ

〔１〕 経営事項審査制度とは

- 1 経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 経営事項審査の申請に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
〈経営事項審査申請の種類〉〈書類を提出できる方〉〈経営事項審査の審査機関〉
〈経営状況分析結果通知書（原本）が必要です。〉〈経営状況分析の登録機関〉〈経営事項審査日の予約〉
〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉〈資料の提出、報告〉〈審査項目の内訳〉
- 3 経営事項審査の申請時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
〈申請の時期と注意事項〉
- 4 審査当日までの準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
〈申請日までの書類の確認〉〈事前確認について〉
- 5 経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法・・・・・・・・ 6
〈納入の方法等〉〈手数料一覧表〉
- 6 「経営事項審査」当日の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
〈審査を受けるときの注意事項〉
- 7 経営事項審査の結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

〔２〕 申請に必要な提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

〈必要書類について〉〈「審査基準日に係る」資料の考え方〉

〔３〕 経営事項審査申請書等の作成要領

- 1 申請書の記入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
〈申請書記入上の注意〉
- 2 提出書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
〈申請書の記入方法〉〈申請書のつづり方〉
- 3 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書・・・・・・・・ 12
〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉
〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉
〈海外子会社の経営実績の評価〉
- 4 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高・・・・・・・・ 21
〈完成工事高（帳票）の書き方〉〈業種コード一覧表〉〈内訳のある業種について〉
〈完成工事高の業種間の振替〉〈「完成工事高の振替」注意事項〉
〈初めて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉
〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書等の工事件名では分からない場合〉

	〈一つの工事発注で工事を完成するために２業種以上の工事を行う場合について〉	
	〈単価契約の資料について〉〈複数の裏付資料について〉〈追加（変更）工事の取扱いについて〉	
	〈電子発注の裏付資料について〉〈事業年度による記入について〉	
	〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉	
	〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉	
	〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉	
	〈建設業法第２６条第３項に該当する工事の配置技術者について〉〈許可取得以前に請け負った工事について〉	
	〈決算期の変更を行ったときの審査対象事業年度等の期間の記入方法〉	
	〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉	
5	工事経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	〈工事経歴書の書き方〉〈注意事項〉〈海外子会社の経営実績の評価〉	
6	技術職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	〈技術職員について〉〈２業種限定の考え方〉〈技術者評価について〉〈技術職員名簿の書き方〉	
	〈技術職員名簿の作成の注意〉〈「技術職員資格区分コード表」に該当する者〉	
	〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉	
	〈出向者の確認ができる資料〉〈資格区分コード００１の該当要件〉〈資格区分コード００２の該当要件〉	
	〈資格区分コード「００１」で２０歳代～３０歳代の技術者記入上の注意点〉	
	〈資格区分コード「００１」、「００２」の該当技術職員が多いとき〉〈技術職員資格者業種コード表〉	
	〈技術職員資格区分コード表〉〈技術者の資格（指定学科）表〉〈資格区分コード「０９９」について〉	
	〈実務経験年数の振替で営業所技術者等となった者の経営事項審査の取扱い〉	
	〈コード００５ 監理技術者補佐について〉	
	〈１次検定合格後の実務経験者〉	
7	その他の審査項目（社会性等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉〈雇用保険加入の有無〉〈健康保険加入の有無〉	
	〈厚生年金保険加入の有無〉〈建設業退職金共済制度加入の有無〉	
	〈退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無〉〈法定外労働災害補償制度加入の有無〉	
	〈若年技術職員の継続的な育成及び確保〉〈新規若年技術職員の育成及び確保〉	
	〈ＣＰＤ単位取得数〉〈技術者数〉〈技能レベル向上者数〉〈技能者数〉	
	〈控除対象者数〉〈女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況〉	
	〈次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況〉〈青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況〉	
	〈建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況〉〈営業年数〉	
	〈民事再生法又は会社更生法の適用の有無〉〈防災協定の締結の有無〉〈法令遵守の状況〉〈監査の受審状況〉	
	〈公認会計士等の数〉〈二級登録経理試験合格者等の数〉〈研究開発費〉〈建設機械の所有及びリース台数〉	
	〈エコアクション２１の認証の有無〉〈ＩＳＯ９００１の登録の有無〉〈ＩＳＯ１４００１の登録の有無〉	
	〈知事コード〉〈東京都区市町村コード〉・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	経営事項審査 確認書（都知事許可業者用）・・・・・・・・・・	84
〔４〕	再来（さいらい）の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	〈再来とは〉〈再来の予約、審査日、受付時間、審査開始予定時間〉〈審査の進め方〉	

〔５〕	特殊な経営事項審査について	86
1	合併、経営再建等の経営事項審査	86
	〈合併、経営再建とは〉〈申請の手順〉〈参考〉	
	〈申請に必要な書類〉(1) 合併等（承継以外）の経営事項審査申請に必要な書類	
	(2) 承継（法人成り）の経営事項審査の申請に必要な書類	
	(3) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類	
2	外国建設業者の経営事項審査	90
	〈外国建設業者の定義〉〈外国の定義〉	
	〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉	
	〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉	
	〈外国建設業者の「技術職員名簿」に記載する技術職員の有資格区分コードについて〉	
3	企業集団・持株会社による経営事項審査	91
	〈企業集団・持株会社による経営事項審査を希望する場合〉	
〔６〕	変更届出書（別紙８）の訂正について	93
	〈用紙について〉〈提出部数〉〈押印について〉〈代理人が訂正届を提出する場合〉	
	〈添付書類のつづり方〉〈その他必要書類〉〈財務諸表の訂正方法〉	
	〈「工事経歴書」、「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉〈訂正の受付〉	
〔７〕	「最終チェックリスト」	95
〔８〕	補 足 資 料	97
	・ 損益計算書（営業利益）	
	・ 注記表（研究開発費）	
	・ 認定能力評価基準におけるレベル３・４の技能者について	
	・ 独立監査人の監査報告書（文例）	
	・ 会計参与報告（文例）	
	・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第２号）	
	・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第３号）	
	・ 建設機械の保有状況一覧表	
	・ CPD 単位を取得した技術者名簿（様式第４号）	
	・ 技能者名簿（様式第５号）	
	・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書（様式第６号）	

〈書類を提出できる方〉

- ① 個人申請者→申請者本人
- ② 法人申請者→当該法人の役員、従業員等
- ③ 行政書士・その補助者（行政書士会会員証又は補助者証持参）、弁護士

（代理申請：委任状を添付し、代理人欄に代理人の氏名等を記入のうえ、職印を押印）

＊ 申請手続の代理については、他の法律に特段の定めがある場合を除いて、法律で行政書士又は弁護士に限られています。

〈経営事項審査の審査機関〉

東京都知事許可業者：東京都知事

国土交通大臣許可業者：国土交通大臣

（東京都内に主たる営業所がある許可業者の経営事項審査は、直接国土交通省関東地方整備局が審査を行います。）

〈経営状況分析結果通知書（原本）が必要です。〉

①「経営規模等評価結果通知書」と「総合評定値通知書」の発行、②「総合評定値通知書」の発行を申請する場合には、申請書、請求書に登録経営状況分析機関が発行する「経営状況分析結果通知書」を添付し、経営事項審査の当日必ず持参してください（経営状況分析結果通知書がない場合は、審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこともあります）。

〈経営状況分析の登録機関〉

「経営状況分析結果通知書」は、国土交通省に登録された「登録経営状況分析機関」に申請してください。「登録経営状況分析機関」は、申請者が選べます（巻頭の一覧をご参照ください）。

最新の登録機関については、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html）をご覧ください。

〈経営事項審査日の予約〉

経営事項審査には、予約が必要です。予約システムによる予約をお願いします。予約の際は、操作マニュアルを必ず事前に確認してください。操作マニュアルは、東京都経営事項審査ホームページ（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatu/kenchiku_shidou/gyosya_shido/sinsa）に掲載しています。

なお、審査日は余裕をもって予約し、変更及び取消しのないようをお願いします。やむを得ず変更・取消しをする場合は、建設業課受付（電話 03-5321-1111 内線 30-691）までなるべく早く連絡してください。審査日当日の変更はできませんので、取消し後に改めて予約をしてください。

〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課内「相談コーナー」をご利用ください。相談員（行政書士）が対応します。

「相談コーナー」のご利用時間

月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで、午後 1 時から 4 時 30 分まで
電話での相談も受け付けています。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

〈資料の提出、報告〉

「申請に必要な提出・提示書類一覧表」、記載要領に示されていない資料の提出、報告を求めることがあります（根拠条文＝建設業法第 27 条の 26 第 4 項）。

〈審査項目の内訳〉

審査項目の内訳		審査機関
①経営規模（X）	・完成工事高（X 1） ・自己資本額（X 2） ・利払前税引前償却前利益の額（X 2）	（東京都知事許可業者） 東京都知事
②技術力（Z）	・技術職員数 ・元請完成工事高	
③その他の審査項目（社会性等）（W）	・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	
④経営状況（Y）	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・総資本売上総利益率 ・売上高経常利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー（絶対値） ・利益剰余金（絶対値）	登録経営状況分析機関

総合評定値（P）

経営状況分析（Y）の結果と経営規模等評価（X、Z、W）の結果により算出した各項目を総合的に評価するものです。総合評定値（P）は、許可行政庁（東京都）に経営規模等評価（X、Z、W）の申請をした建設業者から請求があった場合のみ通知します。

なお、総合評定値（P）の計算方法については、国土交通省関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000007.html>）掲載の「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き 経営事項審査（紙申請・電子申請共通）令和7年4月更新 V. 別添資料」73頁以降を御覧ください。

3 経営事項審査の申請時期

〈申請の時期と注意事項〉

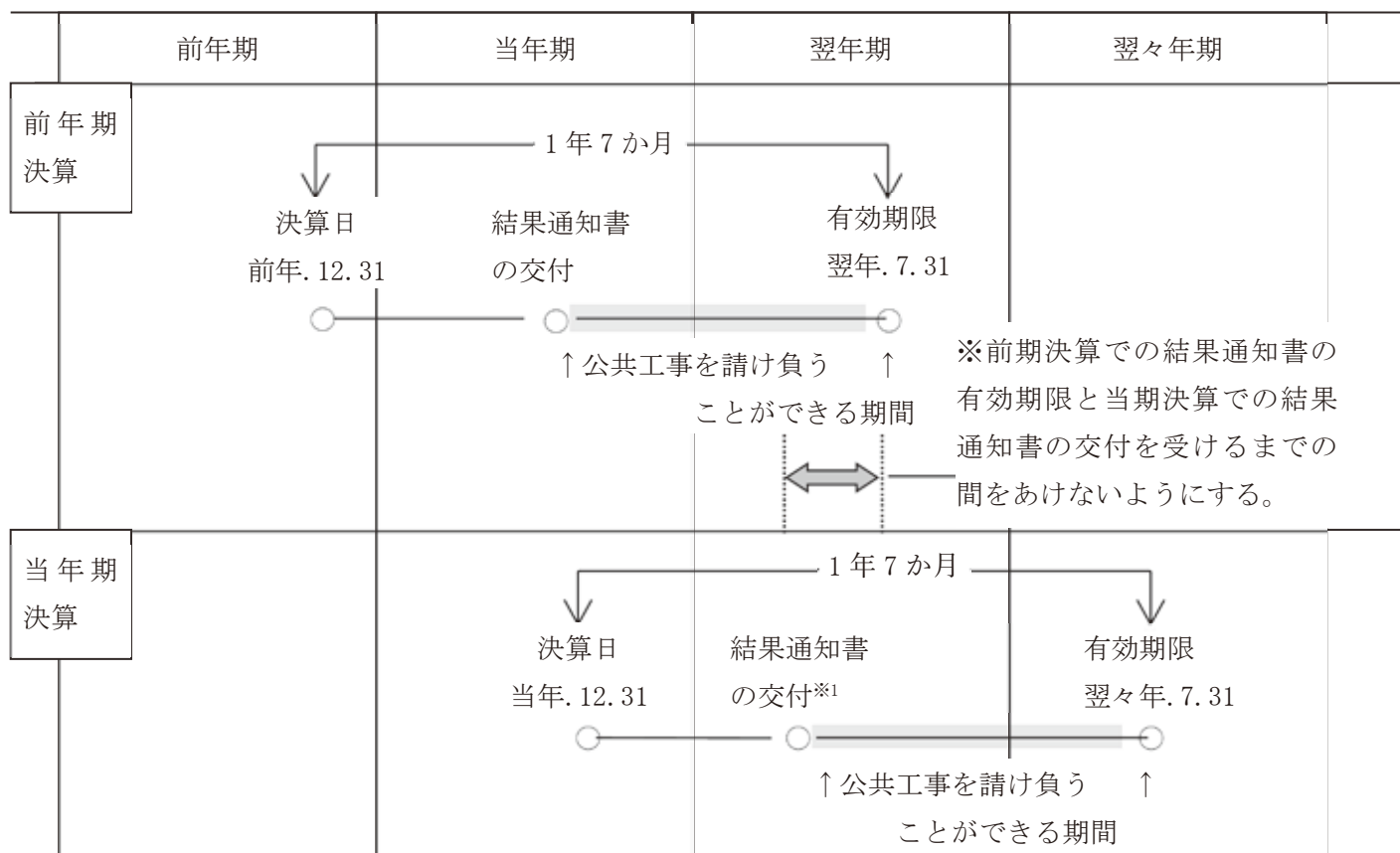
毎年公共工事を発注者から直接請け負うためには、定期的に経営事項審査を受ける必要があります。定期的に経営事項審査を受けるとは、公共工事の発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日（決算日、経営事項審査では「審査基準日」）以降に結果通知書の交付を受けていることをいいます（根拠条文：建設業法施行規則第18条の2）。

指名競争入札の参加資格審査等に合わせて経営事項審査の申請を行うときは、経営事項審査結果通知

書の有効期限が切れることがあるので注意してください。

結果通知書の有効期限が切れると、公共工事発注者が作成する指名競争入札用名簿に名前が登載されていても、公共工事の請負契約が締結できません。

〔12月決算企業の場合〕



経営事項審査の基準日とは、申請日※²の直前の審査基準日（決算日）です。

例＝12月31日決算の会社申請の考え方→前年12月31日決算に基づく申請は、新たな決算を迎える日（当年12月31日）の前日までに申請する必要があります（**新たな決算を迎えた日（当年12月31日）以降はできません。**）。

（※¹）結果通知の交付 東京都知事許可業者の結果通知書の交付に要する標準処理期間は、22日（閉庁日を含まない。）です。この期間を過ぎても結果通知書が届かない場合は、建設業指導担当へお問い合わせください。

なお、結果通知書の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。

（※²）申請日とは、東京都の審査が終了して申請書が受理された日をいいます。

4 審査当日までの準備

〈申請日までの書類の確認〉

次の項目について確認してください。

(1) 経営状況分析結果通知書があるか

（総合評定値が必要な場合は、経営状況分析結果通知書がないと経営事項審査を受けられません。再度審査の予約を行ってください。）

(2) 審査対象事業年度の変更届出書（決算）は提出したか、申請に必要な書類の不足はないか、記入漏れはないか、申請書類及び裏付資料との整合性（金額等）はあるか

(3) 事前確認が必要な項目がないか

〈事前確認について〉

ア 対象となるのは、下の表の確認事項に該当する場合です（任意の場合を含みます）。

イ 持込期限までに書類（下の表「提示書類」を参照）及び「事前確認申込票」を建設業指導担当に持参又は郵送してください。「事前確認申込票」は東京都経営事項審査ホームページ（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/sinsa/sinsa_jizen.html）に掲載しています。

ウ 建設業指導担当で、提示書類をお預かりし、預かり証を交付します。郵送の場合、預かり証の交付はありません。

※お預かりの際に中身の確認をすることができませんので、不足書類がないようにしてください。

エ 提示書類の確認が終了しましたら、申請者に事前確認終了の連絡を行います。

オ 申請者は、「預かり証」を持参し、来庁して確認票と提示書類を受領してください。

※確認票は経営事項審査の審査日に持参してください（提示書類は必要ありません）。

事前確認項目は次のとおりです。

確 認 事 項	提 示 書 類	持 込 期 限
①最初の許可年月日（新規申請（P. 10参照）で、最初に受けた建設業許可通知書を紛失した場合等）	・ 最初の許可番号が分かる書類	審査日まで
②技術職員数が多い場合（ <u>40名を超える場合は必須</u> ） 〈技術職員等の常勤性及び資格を確認〉 ※「資格検定合格証」等の写しは提出	・ 「技術職員名簿」正本と副本 ・ 審査基準日及び申請業種が分かる資料 ・ 前回の経審申請書 副本 ・ その他必要資料（P. 47以降参照）	審査日の おおむね 1 か月前 まで
③建設機械の保有台数が <u>8台以上</u> の場合	・ 「建設機械の保有状況一覧表」正本と副本 ・ 前回経審の「建設機械の保有状況一覧表」副本 ・ その他必要資料（P. 79以降参照）	
④工事経歴書の裏付資料の確認作業に時間がかかる場合（ <u>確認対象工事が20件を超える場合は必須</u> 、工事経歴書に単価契約を7件以上記載したとき等を含む）	・ 審査基準日及び申請業種が分かる資料 ・ 受付印がある「変更届出書」（別紙8）の副本 ・ 契約書類等（P. 26以降参照）	
⑤決算期の変更を行った場合（ <u>任意</u> ） 〈利益額及び完成工事高の確認〉	・ 「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」正本と副本 ・ 「工事種類別完成工事高」正本と副本 ・ 前回の経審申請書 副本 ・ 減価償却実施額（当期）の裏付資料（法人税確定申告書別表16(1)(2)等。P. 19以降参照） ・ 決算変更届（工事種類別完成工事高の選択：2年平均の場合は直近3期分、3年平均の場合は直近4期分） ・ 計算式を記載した任意様式（申請書様式の余白に記載した場合は不要） ・ 分析結果通知書（提示可能な場合）	

5 経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法

〈納入の方法等〉

経営事項審査を申請するためには、下の表に従って手数料を納めなければなりません。

審査項目	経営規模・技術力・その他の審査項目	経営状況分析
納入方法	現金又はキャッシュレス決済 (審査終了後、手数料受付でお支払いください。)	登録経営状況分析機関が定める方法による。
納入金額	手数料一覧表を参照してください。	登録経営状況分析機関が定める金額

〈手数料一覧表〉

手数料一覧表の見方

申請書項番【16】の

対象建設業と同じ業種数→

業種数	種類	手数料 (円)	
1 業種	1	11,000	←経営規模等評価申請と総合評定値請求の手数料
	2	10,400	←経営規模等評価の手数料
	3	600	←総合評定値の請求の手数料

業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)	業種数	種類	手数料 (円)
1 業種	1	11,000	9 業種	1	31,000	1 7 業種	1	51,000	2 5 業種	1	71,000
	2	10,400		2	28,800		2	47,200		2	65,600
	3	600		3	2,200		3	3,800		3	5,400
2 業種	1	13,500	1 0 業種	1	33,500	1 8 業種	1	53,500	2 6 業種	1	73,500
	2	12,700		2	31,100		2	49,500		2	67,900
	3	800		3	2,400		3	4,000		3	5,600
3 業種	1	16,000	1 1 業種	1	36,000	1 9 業種	1	56,000	2 7 業種	1	76,000
	2	15,000		2	33,400		2	51,800		2	70,200
	3	1,000		3	2,600		3	4,200		3	5,800
4 業種	1	18,500	1 2 業種	1	38,500	2 0 業種	1	58,500	2 8 業種	1	78,500
	2	17,300		2	35,700		2	54,100		2	72,500
	3	1,200		3	2,800		3	4,400		3	6,000
5 業種	1	21,000	1 3 業種	1	41,000	2 1 業種	1	61,000	2 9 業種	1	81,000
	2	19,600		2	38,000		2	56,400		2	74,800
	3	1,400		3	3,000		3	4,600		3	6,200
6 業種	1	23,500	1 4 業種	1	43,500	2 2 業種	1	63,500			
	2	21,900		2	40,300		2	58,700			
	3	1,600		3	3,200		3	4,800			
7 業種	1	26,000	1 5 業種	1	46,000	2 3 業種	1	66,000			
	2	24,200		2	42,600		2	61,000			
	3	1,800		3	3,400		3	5,000			
8 業種	1	28,500	1 6 業種	1	48,500	2 4 業種	1	68,500			
	2	26,500		2	44,900		2	63,300			
	3	2,000		3	3,600		3	5,200			

6 「経営事項審査」当日の進め方

予約時間に遅れないようご来場ください。遅れた場合は、審査の順序を変更する場合があります。

- ① 予約時間までに待合用椅子に着席してお待ちください。
- ② 担当が呼びますので審査を受けてください。
- ③ 審査を円滑に行うため、必要書類を事前に整理し、審査を開始したら、速やかに書類等を提出及び提示できるようにしておいてください。また、申請書類の記載事項について、確認資料と、どこに記載があるかなどを求めますので、該当部分に付箋などをして、質問をされたら、速やかに回答（提示）できるようにしておいてくださるよう、お願いします。
- ④-1 審査（受付）終了の場合
確認窓口→手数料納付→④番受付 の順にお進みください。
- ④-2 再来（さいらい）となった場合
提示書類等に不備があり審査が終了しなかった場合は、再来としてもう一度審査を受けていただきます。再来は予約不要です。審査時に渡された補正票を参照して、来庁してください。
- ⑤ 審査の同時時間帯に、申請手続の代理を複数（複数の会社を代理申請）する場合は、審査日に対応できる方が複数で来庁するなどして、審査が円滑に進むようお願いいたします。

〈審査を受けるときの注意事項〉

- ① 申請には、申請内容を十分に把握している方がお越しくください。
 - ② 審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げになるような行為があった場合は、直ちに審査を中止し退席していただくことがあります。
- 注意 ア 「申請書類」、「経営状況分析結果通知書」がない場合は、審査をその場で中止し、新たに審査の予約をしていただくことになりますのでご注意ください。
- イ 上記のほか書類の不備が多数あり再来で対応できない場合は、予約の取り直しをお願いすることがあります。
- ウ 審査が終了し申請書が受理された後は、申請書の内容の変更はできませんので、ご注意ください。

7 経営事項審査の結果の公表

公表内容は、経営事項審査の申請者に交付している結果通知書と同様です。

公表の方法は、インターネットと閲覧で行います。

- ① インターネットによる公表
 - ア 公表機関：（一財）建設業情報管理センター（お問合せ先電話 0 5 7 0 - 0 5 5 - 6 5 0）
 - イ 公表対象：全国の許可建設業者
 - ウ アドレス：<https://www.ciic.or.jp/>
- ② 閲覧による公表
 - ア 公表機関：東京都（お問合せ先：建設業課建設業指導担当
電話 0 3 - 5 3 2 1 - 1 1 1 1、内線 3 0 - 6 8 1・6 8 2・6 6 5）
 - イ 公表対象：東京都知事許可の建設業者
 - ウ 閲覧場所：都民情報ルーム（コピー可。都庁第一本庁舎 3 階南側）
 - エ 曜 日：月曜日から金曜日まで（祝日・土曜日・日曜日、年末年始その他東京都が特に定める日を除きます）
 - オ 時 間：午前 9 時から午後 6 時 1 5 分まで

〔２〕申請に必要な提出書類一覧

〈必要書類について〉

- ・**継続申請者**（前期事業年度に基づく経営事項審査申請を受けて今期事業年度の経営事項審査申請をする方）：①から⑭までの必要書類をそろえてください。
 - ・**新規申請者**（初めて経営事項審査を申請する方と前期事業年度に基づく経営事項審査申請を受けないで今期事業年度の経営事項審査申請する方）：⑭を除く①から⑭までの必要書類をそろえてください。
- ＊ この一覧表には必要な部数、裏付資料の提示方法のみ記載しています。裏付資料の説明は、「〔３〕経営事項審査申請書の作成要領」の説明を参照してください。

１ 提出書類（申請書類。①から⑦までは必須書類。⑧から⑭までは必要な場合のみ提出する書類）

書 類 名	注 意 事 項	参照ページ
① 経営事項審査確認書	１部	P. ８４
② 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	正本、副本（正本の写し）	P. １３
③ 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正本、副本（正本の写し）	P. ２２
④ その他の審査項目（社会性等）	正本、副本（正本の写し）	P. ６５
⑤ 技術職員名簿	正本、副本（正本の写し）	P. ４３
⑤の名簿に記入した、「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写し※１	１部提出（別綴じてお願いします。）	P. ４９
⑥ 経営状況分析結果通知書	原本提出、副本に写しを綴じる	P. ２
⑦ 直前３年の各事業年度における工事施工金額	１部	－
⑧ 継続雇用の適用を受けている技術職員名簿	正本、副本（正本の写し）	P. ５３、１１０
⑨ 建設機械の保有状況一覧表	正本、副本（正本の写し）	P. ７９、１１１
⑩ 工事経歴書、（直前３年の各事業年度における工事施工金額）※２	正本、副本（正本の写し）	P. ３３
⑪ 経理処理の適正を確認した旨の書類	正本、副本（正本の写し）	P. ７７、１０５
⑫ ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿	正本、副本（正本の写し）	P. ７２、７３、１１２
⑬ 技能者名簿	正本、副本（正本の写し）	P. ７４、１１３
⑭ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	正本、副本（正本の写し）	P. ７５、１１４

※１ 資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の経営事項審査と同じ資格コードで申請する技術職員については、合格証等の提示は不要です（有効期限のある「基幹技能者」、「地すべり防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要です）。

なお、講習受講を「１（有）」で申請する場合は、監理技術者資格者証及び裏面の監理技術者講習修了情報の提出が必要です。

※２ 提出済みの工事経歴書が、主な完成工事について、元請下請の区別などなく、単に請負代金の大きい順に記入されているなど、経営事項審査を申請しない場合の要件（「許可申請変更の手引」の工事経歴書についてのページ参照）は満たしているものの、①完成工事高が７割を超えて記入されていない場合（P. ３３の吹き出し参照）、②審査対象事業年度及び前（前々）審査対象事業年度に許可がない期間がある場合で、かつ、完成工事高を全件表記していない場合（P. ２６「力 新規許可、許可業種の追加をしたとき」参照）、③免税業者等、消費税が税抜き表記になっていない場合（P. ３９〈工事経歴書の書き方〉〈注意事項〉参照）など経営事項審査用の要件を満たしていない場合のみ提出してください（決算変更届の訂正は不要です）。

2 裏付資料（提出と記載がなければ、提示のみ）

ア ⑲に関して、前期（前々期）事業対象年度分については、前回の経営事項審査申請書で確認できる場合は、審査対象事業年度分のみで結構です（P. 25 参照）。

イ ⑳に関して、令和7年1月以降に書面申告した場合、申告書等の控えの収受日付印の確認は行いません。電子申告した場合は、申告した電子申告書及び添付書類を出力したものと税務署から送信された申告書の受信通知を紙に出力したものを提示してください。

＊ 雇用保険及び健康保険（年金）の電子申告についても同様の対応をお願いします。

資料（下の番号順に並べてください。ファイリングされている場合は、事前に必要な資料のみをファイルから外しておいてください。）

⑮建設業許可通知書又は許可証明書	申請時点で有効な通知書又は証明書
⑯建設業許可申請書（別綴じを含む）	現在有効な副本一式（新規申請の場合は、次ページの「新規申請」の場合も参照してください。）
⑰前回の経営事項審査申請書類	副本一式（新規申請は不要） 写しを持参の場合は、前回経審の結果通知書（写）も提示。
⑱変更届出書（副本）（所在地、経営業務の管理責任者、営業所技術者等、廃業等）	副本一式（前回許可更新時から申請日にかけて届け出た副本全て）
⑲決算報告書（変更届出書）（副本）の2年間又は3年間分 ＊財務諸表を含みます。 工事種類別完成工事高の選択：2年平均ならば、直近2年間分の副本、3年平均ならば、直近3年間分の副本を提示。財務諸表（損益計算書）で営業利益（2期分）と完成工事高を、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」で、各事業年度の元請金額・工事経歴書の金額を確認しますので、事前に整合性があるか確認をしておいてください。 登録経営状況分析機関に財務諸表などの訂正届を提出した場合は、「変更届出書の訂正について」に当該書類を添付して建設業課にも提出する必要があります（P. 92～94 参照）。	
⑳技術職員、経営、営業所技術者等などの常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料	審査基準日及び前審査基準日に係る年度の資料。 P. 51 参照
㉑雇用保険	審査基準日に係る資料。P. 68 参照
㉒健康保険	審査基準日に係る資料。P. 68 参照
㉓厚生年金保険	審査基準日に係る資料。P. 69 参照
㉔建設業退職金共済制度	審査基準日に係る資料。P. 69 参照
㉕退職金一時金制度又は企業年金制度	審査基準日に係る資料。どちらかの制度に関する資料の提示のみで結構です。P. 69、70 参照
㉖法定外労働災害補償制度	審査基準日に係る資料。（法定内分の提示も必要）。P. 70、71 参照
㉗CPD単位取得数	CPD認定団体発行の証明書。P. 72 参照
㉘技術者数	「様式第4号 CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証・合格証（写し）及び基準日現在の常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料。P. 73 参照
㉙技能レベル向上者数	能力評価（レベル判定）結果通知書。P. 74 参照
㉚技能者数	技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料。P. 74 参照
㉛控除対象者数	能力評価（レベル判定）結果通知書。P. 74 参照
㉜えるぼし、くるみん、ユースエール	認定を受けていることが確認できる資料P. 74 参照

③③防災協定	協定書、証明書。P. 77 参照
③④監査の受審状況	会計監査報告書等の提示。ただし、「3」とした場合は、経理処理の適正を確認した旨の書類（前ページにも記載しております。）の原本及び写しの提出と、常勤の確認資料の提示。P. 77、78 参照
③⑤公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者の数	資格証・合格証の写し、研修を受講したことがわかる資料及び常勤性の確認資料の提示。P. 78 参照
③⑥研究開発費	財務諸表（副本）等。P. 79 参照
③⑦建設機械の所有及びリース台数	建設機械の保有状況一覧表（前ページにも記載しております。）の提出及び売買契約書等の資料の写し。P. 79 参照
③⑧エコアクション21、ISOの登録	審査基準日時点で有効な資料。P. 82 参照
③⑨消費税確定申告書（控）	審査基準日に係る資料。P. 92 のイ、26、27 参照
④⑩消費税納税証明書その1（税務署発行）	審査基準日に係る資料。P. 26、27 参照
④⑪契約書類	審査基準日に係る資料の写し。P. 25、26 参照 ※決算期変更等で審査基準日の事業期間が12か月未満で、前回基準日に経営事項審査を受けていない場合は、前回基準日分も必要です。

・新規申請（「初めて経営事項審査の申請を行う方」及び「前期事業年度に基づく経営事項審査を行わないで今期事業年度の経営事項審査を行う方」）の場合の追加資料

書 類 名	注 意 事 項
④②最初に受けた建設業許可（登録）通知書	紛失の場合は、建設業指導担当で事前確認を受けてください。P. 5、75 参照
④③経営状況分析機関に提出した財務諸表（工事種類別完成工事高の選択：2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	決算報告（変更届出書）や建設業許可申請書として既に建設業課に提出済みの場合は不要。
④④消費税確定申告書（控）	工事種類別完成工事高の選択：2年平均の場合は、直近2年間分。3年平均の場合は、直近3年間分。電子申告した場合はP. 92 のイ参照
④⑤建設業許可取得以前の完成工事高の証明（工事種類別完成工事高の選択：2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	許可取得以前も含めた全工事を記載した「工事経歴書」の正本と副本（写し）を提出。P. 26 参照

・許可業種追加の場合の追加資料

④⑥業種追加以前の完成工事高の証明（工事種類別完成工事高の選択→2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	許可取得以前も含めた全工事を記載した「工事経歴書」の正本と副本（写し）を提出。P. 26 参照
--	---

・契約後VEの場合の追加資料

④⑦契約後VEによる契約額が減額となる証明	「証明」を提示
-----------------------	---------

〈「審査基準日に係る」資料の考え方〉

「審査基準日に係る」の例示

- ・決算日が令和7年3月31日→審査基準日は令和7年3月31日
- 「審査基準日に係る月」→令和7年3月
- 「審査基準日に係る年」→令和7年
- 「審査基準日に係る年度」→令和6年度

〔3〕経営事項審査申請書等の作成要領

1 申請書の記入について

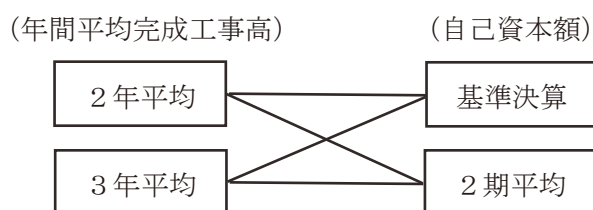
〈申請書記入上の注意〉

記載前に本手引に添付されている「記載要領」をよく読んで記入してください。

申請書に記載する内容は、原則として審査基準日（決算日）現在の状況を記入してください。

（ただし、申請時現在の状況を記載する項目もあります。次ページ以降を参照してください。）
項目により、下の図のように選択する項目があります。

（申請者が有利となる項目をそれぞれ選択し、組み合わせることができます。）



2 提出書類の作成

〈申請書の記入方法〉

正本はボールペン等、容易に消えない耐性のあるもので、カラムの中に見やすく記入してください（パソコン作成可）。鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

〈申請書のつづり方〉

(1) 正 本（都受付用）

P. 8〔2〕「申請に必要な提出書類一覧」「1 提出書類」①～⑭の順に上から並べて、申請書の左上側1か所をステープラ（ホチキス）で留めてください。なお、⑧～⑭（添付書類）については、該当する場合のみ添付してください。

(2) 副 本（申請者返却用）

副本の内容が正本と異なることを防止するため、副本は正本をコピーし（①経営事項審査確認書を除く）、左上側一箇所をステープラ（ホチキス）で留めてください。⑥経営状況分析結果通知書は、写しを綴じてください。

(3) 合格証明書等の写し（提出用） ※提出が必要な場合のみ

P. 8〔2〕「申請に必要な提出書類一覧」「1 提出書類」⑤技術職員名簿に記入した「合格証明書・免状・監理技術者資格者証・講習修了証」等の写しは、別綴じで提出してください。表紙は不要です。

経営規模等評価申請書

総合評定値請求書

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉のページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉の○数字に対応しています。

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~ ①
 総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

③

東京都新宿区西新宿2-8-1
 株式会社 ジャパン建設
 代表取締役 丹下一平

押印が不要になりました。

申請者

②

地方整備局長
 北海道開発局長
 東京都知事 殿

代理人

行政書士等の代理人による申請・届出の場合にご記入・押印してください。
 申請者本人による申請を行う場合は記入不要です。
 (記入不要例：申請会社の役員・従業員、個人事業主の事業専従者)

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15-20
申請時の番号	02	大臣コード 13 国土交通大臣 許可(一般) 03 第1999999号	許可年月日 令和 03 年 05 月 31 日
前回の申請時の番号	03	大臣コード 3 国土交通大臣 許可(一般) 第 号	許可年月日 年 月 日
審査基準日	04	令和 07 年 03 月 31 日	⑧
申請等の区分	05	1 ⑨	
処理の区分	06	00 ⑩	
法人又は個人の別	07	1 ⑪ (1.法人) 4,5 10,000 (千円) 14,15 800020130001 ⑬	
商号又は名称のフリガナ	08	3,5 ジャパンケンセツ ⑭	
商号又は名称	09	3,5 (株) ジャパン建設 ⑮	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	3,5 タンゲ イッペイ ⑯	
代表者又は個人の氏名	11	3,5 丹下一平 ⑰	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	3,5 13104 ⑱	
主たる営業所の所在地	13	3,5 西新宿2-8-1 ⑲	
郵便番号	14	3,5 163-8001 ⑳ 電話番号 10 03-5321-1111 ㉑	
許可を受けている建設業	15	3,5 21 ㉒ (1.一般) 2.特定	
経営規模等評価対象建設業	16	3,5 9 ㉓	

項番 3 5 10 13 審査対象

自己資本額 [] 1 7 [] , [] [] [] , 9 2 5 , 3 2 9 (千円) [] 2 (1. 基準決算)
 (2. 2 期平均) ⑭

利益額 (2 期平均) [] 1 8 [] , [] [] [] , [] [] [] 5 , 1 0 1 (千円) ⑮

利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 [] 1 9 [] [] [] , [] [] [] 1 1 (人) ⑯

登録経営状況分析機関番号 [] 2 0 [] [] [] [] [] [] 0 1 ⑰

経営状況分析を受けた機関の名称
 一般財団法人 建設業情報管理センター

2 期平均を選択した場合のみ記入

基準決算 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)
 直前の審査基準日 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)

マイナスの場合は、「△」ではなく、「－」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)	営業利益 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)	
減価償却実施額 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)	減価償却実施額 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] (千円)	

経営状況分析結果通知書に、参考値として記載されている営業利益、減価償却実施額を記入。
 ただし、決算期変更（計算方法は 2 0 ページを参照）、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
⑳	

連絡先 ⑳

所属等 総務課 氏名 丹下 貞雄 電話番号 03-5321-1111

ファックス番号 03-5321-1356

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長」「国土交通大臣」「般
北海道開発局長、知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和7年3月31日であれば、07年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和6年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和7年3月31日）より前の日（令和6年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(1) 経営規模等評価申請書の審査

(2) 提出書類一覧

(3) 作成要領

(3) 経営規模等評価申請書の総合評定値請求書

(3) 完工工事種類高別

(3) 技術職員名簿

- 10 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 甲建設
乙建設(有))

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□□□1,234,000のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22

1	9
---	---

 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23

2	0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---

 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば

0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---

 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

＊ ○の中の数字は、本様式の○の中の数字と対応します。以下、他の様式も同様です。

例：本様式中の①は、書き方の①に対応します。

〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉

- ① 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要なときは、「経営規模等評価再審査申立書」を二重線で消してください。その他は記載要領を参照してください。

「申請書類」及び「経営状況分析結果通知書」がない場合はその場で審査を中止し、再度審査の予約をしていただくことになりますのでご注意ください。

- ② 東京都知事と記載し、地方整備局長と北海道開発局長を二重線で消してください。

- ③ 本店所在地、会社名、代表者名（事業主名）を記入してください。

代理人による申請の場合は、代理人の欄に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、職印を押印の上、申請書の最後に委任状を添付してください。

- ④ 申請時に有効な許可番号を記入してください。東京都知事コードは「13」です。

- ⑤ 申請時に有効な許可年月日を記入してください。二つ以上ある場合は、申請時に有効な許可のうち一番古い許可年月日を記入してください。

- ⑥ 廃業や国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回の申請時に有効な許可番号が前回の経営事項審査申請時のものと異なるときは、前回の許可番号等を記入してください。許可番号が同じとき（更新により、許可年月日が変わるとき等）は空欄です。

- ⑦ 許可番号の変更がない場合は、空欄です。

④～⑦の裏付資料：建設業許可申請書（副本）、建設業許可通知書（建設業許可証明書）及び、建設業許可取得後、名称、所在地等の建設業許可に関する変更があった場合は、その変更届（副本）の全てが必要です。

- ⑧ 申請時の直前の決算日を記入してください。

⑧の裏付資料：決算報告（変更届出書）

- ⑨ 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要な場合は、「1」を記入してください。

その他の場合は、記載要領を参照してください。

- ⑩ 処理の区分の欄で、左側二つのカラムは、決算時期により記載要領9のコードを記入してください。

12か月ごとに決算を完結する通常の場合は、「00」を記入してください。

右側二つのカラムは、合併、譲渡、外国企業等のとき記入してください。記載要領別表（2）のコードを参照し記入してください。・・・通常の場合は、空欄です。

- ⑪ 申請時現在に建設業許可を法人で受けているときは「1」、個人は「2」を記入してください。

- ⑫ 申請者が株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入してください。申請者が個人の場合には、記入しないでください。また、審査基準日ではなく、申請日現在の金額を記入してください。

⑫の裏付資料：建設業許可申請書（副本）

（許可取得後、資本金額又は出資金額に変更があった場合）変更届出書（副本）

- ⑬ 申請者が法人の場合に当該法人番号を記入してください。

⑬の裏付資料：建設業許可申請書（副本）又は前回の経営事項審査申請書（副本）

法人番号の記載がない場合は、法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト

(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)で検索された画面コピー

- ⑭ (株)、(有)など法人の種類を表す文字を除いた会社名をカタカナで記入してください。濁音、半濁音は一つのコラムに記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は、姓と名を1コラム空けてください。中点「・」は記入しないでください。
- ⑮ 申請時現在の状況を記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は、姓と名を1コラム空けてください。
- ⑯ カタカナで記入してください。濁音、半濁音は1つのコラムに記入してください。姓と名の間は1コラム空けてください。
- ⑰ 申請時現在の状況を記入してください。姓と名の間は1コラム空けてください。
- ⑱ P. 83の東京都区市町村コードを参照して記入してください。
- ⑲ 申請日現在の状況を記入してください。都道府県名、区市町村名は省略してください。
- ⑳ 申請日現在の状況を記入してください。郵便番号を記入してください。
- ㉑ 申請日現在の状況を記入してください。局番と番号の間は「-」でつないでください（左詰めで記入してください。）。

⑲～㉑「登記上の住所と実際に営業所のある所在地が異なる」場合は、実際に営業所のある所在地の住所、郵便番号、電話番号を記入してください。

- ㉒ 申請時に有効な建設業許可が「一般建設業」の場合は「1」を、「特定建設業」の場合は「2」を記入してください。

*申請時に廃業している業種は空欄となります（廃業届の副本を提示してください。）。

⑨～⑩、⑫～㉒の裏付資料：**建設業許可申請書（副本）**及び建設業許可取得後、名称、所在地等の建設業許可に関する変更があった場合は、その**変更届（副本）**の全て

- ㉓ 評価対象とする業種に「9」を記入してください。審査手数料、工事種類別完成工事高の業種の数と一致します。
- ㉔ 審査対象「1. 基準決算」、「2. 2期平均」は、申請者が選択できます。

審査対象「1」を選択した場合は、左側のコラムに右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。審査対象「2」を選択した場合は、右側のコラムに右詰めで千円未満を切り捨てて、今期の自己資本額を上段に、前期の自己資本額を下段に記入してください。左側のコラムには右側の上段、下段のコラムの平均を右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。金額がマイナスのとき数字の先頭に付ける記号は、「△」ではなく、「-」としてください。

㉔の裏付資料：**経営状況分析結果通知書、決算報告（変更届出書）**及び**前回の経営事項審査申請書（副本）**。
建設業許可新規申請後の初めての経営事項審査で、2期平均を選択する場合は、前期分の自己資本額を確認するため、経営状況分析機関に提出した、**前期分の財務諸表**も提示してください。

- ㉕ 営業利益と減価償却実施額の合計額の2期平均を記入してください（千円未満は切捨て）。

㉕の裏付資料：

ア 営業利益：**経営状況分析結果通知書**記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、**財務諸表の様式第16号の損益計算書**で確認します。

イ 減価償却実施額：**経営状況分析結果通知書**記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、**法人税確定申告書一式**（写しで結構です）で確認します。

* 法人税確定申告書を持参する場合は、別表16(1)(2)等のうち該当する表（別表を有しない場合は、

これに準じた「当期減価償却実施額」を確認できる書類で登録経営状況分析機関に提出した書類)の該当箇所に付箋を貼付する等して、審査時に速やかに該当部分を提示できるようにしておいてください。

なお、減価償却実施額は、当該書類の当期償却額等の総合計額の千円未満を切り捨てた額と一致します。

ウ 決算期を変更した場合(6月決算から12月決算に変更した場合など)の営業利益及び減価償却実施額について

決算期を変更した場合の営業利益・減価償却実施額は「経営状況分析結果通知書」の参考値と一致しない部分があります(前期分は換算されていません。)ので、P. 31〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉を参照して、数値を記入してください。その際に、計算式を余白に記入するか任意の様式に記入して提出してください。

エ 「経営状況分析結果通知書」に参考値が記載されていない場合(一部の記載がない場合も含みます。)や裏付けとして参考値を使用しない場合は、財務諸表や法人税確定申告書は、審査対象事業年度分と審査対象事業年度の前審査対象事業年度分の2期分が必要となります。

②⑥ 技術職員の数、技術職員名簿の数と一致します。

加点対象となる技術職員については、P. 47からの説明を必ずご確認ください。

なお、技術職員は常勤でなければなりませんが、常勤等の裏付資料については、P. 51の〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉などで必ずご確認ください。

②⑦ 「経営状況分析結果通知書」を参照して右詰めで記入してください。空カラムには「0」を記入してください。

②⑧ 経営規模等評価申請、総合評定値請求では記入しないでください。

②⑨ 会社の担当者の連絡先を記入してください。提出を代行する方は、連絡先欄下の余白に住所、氏名及び連絡先を明記してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

⑧ 「審査基準日」は会社が成立した日、開業した日を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

②⑤ 「利益額」は、審査対象事業年度の営業利益+減価償却実施額を2で割った数字を記入してください。前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額は「0」を記入してください。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、親会社及び海外子会社合算の②④自己資本額、②⑤利益額が評価対象となりました。評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の書き方〉を参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈工事種類別完成工事高の書き方〉の○数字に対応しています。

(用紙A4)
2 0 0 0 2工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

27ページを参照

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 ② 自 0 4 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月 ③										審査対象事業年度 自 0 6 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月 ⑥										計算基準の区分 ① 2 (1.2年平均) 2.3年平均																			
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5 年 4 月 ~ 6 年 3 月 ④ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4 年 4 月 ~ 5 年 3 月 ⑤										左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入																													
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 5 5 6 2 4 2										元請完成工事高(千円) 5 5 6 2 4 2										完成工事高(千円) 3 7 4 0 9 0										元請完成工事高(千円) 3 7 4 0 9 0									
工事の種類 ⑧ 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375										⑫										⑬									
業種コード 3 2 0 1 1	2 9 0 0 0 0										2 9 0 0 0 0										0										0									
工事の種類 P C 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000										審査対象業種は実績なしでも「0」を記入																			
業種コード 3 2 1 7 0	1 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0									
工事の種類 塗装工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 50,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 150,000										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 20,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 60,000																													
業種コード 3 2 2 2 0	5 4 3 4 8 0										1 5 0 0 0 0										2 2 7 1 0 0										5 0 0 0 0 0									
工事の種類 電気通信工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 372,389 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 714,571										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 100,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000																													
業種コード 3 3 ⑭ その他	0										0										0										0									
工事の種類 その他工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0										元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0										財務諸表の完成工事高と一致																			
業種コード 3 4 ⑮ 合計	1 1 9 9 7 2 2										7 4 6 2 4 2										6 4 1 1 9 0										4 3 4 0 9 0									
⑯ 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																																								

項番32と33の合計(切捨て後の額)と一致。ただし、法面処理・PCなどの内訳業種は、合計額に含めません。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和06年04月 ～ 至令和07年03月

（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に
より令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和06年01月 ～ 至令和06年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和7年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和06年10月 ～ 至令和07年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和7年3月31日）より前の日（令和6年11月1日）に申請するとき
自令和06年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

〈完成工事高（帳票）の書き方〉

- ① 「計算基準の区分」は、申請者が選択してください。
- 「2年平均」は「1」、「3年平均」は「2」を記入してください。記入例は、3年平均を選択した場合です。
- ② 「2年平均」を選択したときは、前審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
- 「3年平均」を選択したときは、前々審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
- ③ 前審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。
- ②及び③は、年月を二桁ずつ続けて記入してください。
- ④ 前審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑤ 前々審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑥ 審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
- ⑦ 審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
- 用紙が2枚以上になるときは、2枚目以降は①から⑦までの記入は不要です。
- ⑧ 「20001」帳票の「経営規模等評価等対象建設業（項番16）」で「9」を記入した業種と同じ業種名を記入してください。

建設業許可29業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の3業種は、内訳業種も記入してください（P. 27の〈内訳のある業種について〉を参照）。

内訳業種の完成工事高がない場合であっても必ず記入してください。

なお、⑩の合計には内訳業種は含みません。

- ⑨ P. 27の業種コード一覧表から記入してください。
- ⑩ 「2年平均」を選択した場合、前審査対象事業年度の完成工事高を記入してください（完成工事高計算表への記入は不要です）。

「3年平均」を選択した場合、「完成工事高計算表」の前審査対象事業年度の完成工事高と前々審査対象事業年度の完成工事高の平均金額（消費税抜きの金額を千円未満切捨て）

裏付資料：「前審査基準日の経営事項審査申請書副本」

- ⑪ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は、「0」を記入してください）。

*元請工事とは、発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同様です。

記入方法は、⑩と同様です。

裏付資料：「直前3年の各事業年度における工事施工金額」が添付されている変更届出書（決算）

事業年度ごと（2年平均は2期分、3年平均は3期分）に必要です。また、前事業年度に基づく経営事項審査を受けている場合は、前回の経営事項審査申請書を併せて提示してください。

- ⑫ 審査基準日で決算した完成工事高を記入してください（消費税抜きで千円未満を切捨て）。

*⑪及び⑫を記入するにあたり、免税業者等、税込みで変更届出書（決算）を提出している場合は、税抜きの「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」を作成し、経営事項審査申請時に別途提出してください。

*完成工事高は一部専門工事から一式工事へ、一部専門工事間で振り替えることができます

（P. 28の〈完成工事高の業種間の振替〉を参照）。

一請負契約の建設工事の完成工事高を分割計上、二重計上はできません。

裏付資料：工事経歴書が経営事項審査受審用の記載要領を満たしたものを添付した変更届出書（決算）の副本と、契約書類

＊契約書について：アからエまでの契約書類等（写しで結構です）は、工事経歴書に記載された工事のうち、審査対象業種ごとに記入順で上段から３件とします。

ただし、疑義が生じた場合等は、これ以上の契約書類等を求める場合があります。

ア 契約書（ＪＶ工事の場合は、出資比率が分かる協定書も必要です。）

イ 契約書がない場合は、「注文書と請書」（工事件名、工事内容、請負金額、工期、契約者名が記載されていることが必要です）

ウ 注文書、請書がない場合は、請求書と入金額等が確認できる預金通帳等

エ 単価契約の裏付資料：**契約書＋請求書等（＋一覧表）＋入金資料等**（Ｐ．２９の〈単価契約の資料について〉を参照）

オ 請書しかない場合や契約書類に注文者の押印が無い場合は、入金確認資料も必要です。また、経営事項審査で、請書・請求書を確認資料とする予定の方は、コピーを取り、保管しておいてください。

カ 新規許可、許可業種の追加をし、**審査対象事業年度及び前（前々）審査対象事業年度に建設業許可がない期間がある場合で完成工事高を記入するときは、各年度及び各業種ごとに全件の工事が記載された工事経歴書を作成の上、２部（正本、副本）提出してください（各業種の完成工事高が「税込み 500 万円未満」の場合は不要です）。**

＊ 建設業法第 19 条の規定により、請負契約の当事者は、法で定められた事項が記載及び記名押印された書面を相互に交付しなければならず、また、建設業法第 40 条の 3 及び建設業法施行規則第 26 条で、建設業者は法令で定められた事項が記載された帳簿を備え付け、帳簿に前記の書面などを添付し、建設業法施行規則第 28 条に定められた期間（５年間。新築住宅に係る場合は 10 年間）保存しなければなりません。また、契約金額などを変更する場合は、事前に契約変更をしなければなりません。

- ⑬ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は「０」を記入してください）。

裏付資料：**審査対象事業年度の変更届出書（決算）**（金額は「直前３年の各事業年度における工事施工金額」と一致します）、**契約書類**

＊ 業種ごとの完成工事高（元請完成工事高）は、事業年度ごとの「直前３年の各事業年度における工事施工金額」及び工事経歴書の合計に一致します（一式工事に振り替えた場合は、振替元の総合計額に一致します）ので、必ず事前にご確認ください。

- ⑭ 経営規模等評価対象建設業種以外で建設業許可を受けた建設工事の完成工事高と、許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額

- ⑮ 該当箇所に○を付けてください。「有」は、減額変更前の契約額で評価します。

ページが２枚以上になる場合は、各ページに記入してください。

裏付資料：**契約後ＶＥにより契約額が減額となった証明**

＊ 契約後ＶＥとは、契約締結後、受注者が自主的に工事内容を見直し、工事目的物の機能・性能等を低下させることなく、契約金額の低減を可能とする施工方法等の代替案を提案する制度です。

- ⑯ 項番 32 及び 33 に記入した工事高の合計額を記入してください（ＰＣなどの内訳業種は含みません。）。用紙が２枚以上になる場合「その他」、「合計」は最終ページに記入してください。

裏付資料：**消費税確定申告書控え及び消費税納税証明書その 1**

※免税の場合は、免税であることが分かる書類（納付額「無」の消費税納税証明書等）を提示してください

＊ 消費税確定申告書控え及び消費税納税証明書その１との確認について

ア 完成工事高が、消費税確定申告書の課税標準額を上回る場合は、完成工事高が正しくない場合があります、その説明を求めますので、答えられるようにしておいてください（なるべく、その理由を記載したメモ等の資料を提示してください）。また、売上高が課税標準額を上回る場合においても、説明を求めますので、答えられるようにしておいてください。

完成工事高が誤っていた場合等の例：

- a 完成工事高を税込みで処理していた
- b 不動産売買等の収入を完成工事高に含んでいた
- c 修正後の申告書を提示していなかった

なお、a・bの場合等は、経営状況分析を再度申請する必要があります。

イ 消費税確定申告書（控）における差引き税額（⑨欄）と地方消費税の納税額（⑳欄）の合計が、当該証明書に記載された当該営業年度の納付すべき税額と一致していない場合は、その理由を求めますので、回答できるようにしておいてください。

〈業種コード一覧表〉

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

〈内訳のある業種について〉

下の表の左側業種については、右側業種が内訳です。工事实績がなくても必ず記入してください。

内訳のある業種の一覧

業種名	(業種コード)	内訳業種名	(業種コード)
土木一式工事	(010)	PC工事	(011)
とび・土工・コンクリート工事	(050)	法面処理工事	(051)
鋼構造物工事	(110)	鋼橋上部工事	(111)

〈完成工事高の業種間の振替〉

土木工事、建築工事として発注されている工事の中には、工事の内容が建設業法の工事種別では専門工事として分類されるものがあります。このような場合は、決算報告（変更届出書）の工事経歴書上は専門工事に計上し、経営事項審査での工事種類別完成工事高上は、一式工事として計上することができます。これを、一部専門工事から一式工事への完成工事高の振替といいます。

振替ができる専門業種は、下の表のとおりです（振り替えた場合は、余白に専門工事の内訳を記載してください。）。

なお、振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび、石、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 (以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。)
建築一式工事	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、 ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 (以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。)

下の表の専門工事の完成工事高は、相互に関連があるため専門工事相互間の完成工事高の振替ができます。このような場合は、決算報告（変更届書）の工事経歴書上は振替元専門工事に計上し、経営事項審査の工事種類別完成工事高上は振替先専門工事として計上します。これを専門工事間の完成工事高の振替といいます。振替ができる専門業種は下の表のとおりです。

なお、振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。

専門工事（振替先（振替元））	⇔	専門工事（振替元（振替先））
電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁
管	⇔	水道施設
とび	⇔	石
とび	⇔	造園

〈「完成工事高の振替」注意事項〉

- ア 完成工事高の振替は申請者が選べます。
- イ 振替元の業種の組合せは申請者が選べます。
- ウ **振替元の業種は、審査対象業種として申請することはできません。**
- エ 発注者によっては、振替先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないところがあり、公共工事の入札に参加できないことがあります。
- オ 経営事項審査の完成工事高の振替を認めているか発注者に確認してください。
- カ 振り替える場合は、振替元の業種の全ての完成工事高となります（一部振替はできません。）。
- キ 前年度、前々年度の完工高も、今回申請する基準日の完工高の振替に合わせて振り替えてください。
- ク 裏付資料：振替元の専門工事の契約書、注文書と請書等

〈初めて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉

- ⑩ 新規申請で前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高

裏付資料：前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の決算報告（変更届出書）

⑪ P. 25 〈完成工事高（帳票）の書き方〉を参照

〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書等の工事件名では分からない場合〉

「〇〇改修工事」などの工事件名で発注される工事は、外壁修繕工事、外壁塗装工事、内装工事など多岐にわたっています。このような場合は、工事内訳書、見積書など工事の具体的な内容が確認できる資料も提示してください。

〈一つの工事発注で工事を完成するために2業種以上の工事を行う場合について〉

「外壁塗装工事」などは、外壁の塗装工事を完成するために、塗装工事と防水工事などの複数の業種の工事を行うことがあります。このような場合は、原則的に発注者がどの業種の完成を目的として工事を発注したかを考えて、工事種類を1業種に一括した金額で工事経歴書に計上してください。提示書類には工事内訳書、見積書など、工事の具体的な内容が確認できる資料も必要になります。

工事種別の分類が不明の場合は、経営事項審査前に建設業課審査担当へ相談してください。

事前相談の資料：契約書、発注書＋工事内訳書又は見積書（工事内容が確認できる資料）

〈単価契約の資料について〉※元請の公共工事。単価契約と同様の発注指示・支払方法の契約を含む。

単価契約書には、発注限度額しか記載がありません。工事経歴書1件に記入する請負金額は、その契約において、受注者の決算期内に売上として計上した請求額の累計金額です。請求書等の枚数が4件以上になる場合は、一覧表を作成して、累計金額（工事経歴書1件に記入した請負金額）が分かるようにしてください。

裏付資料：契約書＋一覧表＋【一覧表上金額が高い順で3件分（3件未満の場合は全て）の請求書等とその入金資料（指示書等に発注元部署の公印が押印されている場合の入金資料は不要です。）】

〈複数の裏付資料について〉

契約書、注文書と請書いずれかの資料を組み合わせることができます。

契約書、注文書と請書がない場合は、経営事項審査の審査前に相談コーナーへ相談してください。

〈追加（変更）工事の取扱いについて〉

追加（変更）工事がある場合は、追加（変更）工事の契約書、注文書と請書等も必要です。

〈電子発注の裏付資料について〉

工事が電子発注で行われ、押印のある契約書、注文書と請書等がない場合は、電子データのプリントと、電子発注に対して発注者と受注者の間で交わされた協定書等、若しくは入金の確認できる資料を用意してください。

〈事業年度による記入について〉

事業年度により記入する場合は、記載要領2をよく読んで記入してください。

〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉

経営事項審査の工事分類は、建設業法別表により行います。工事発注業種が土木工事、建築工事で行われ

ていても工事内容が建設業法の別表の専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。このような場合には、工事経歴書等の訂正が必要になります（変更届出書（別紙８）の訂正について（P. 93 参照）の提出）。

建設工事の分類については、建設業課発行の「建設業許可申請・変更の手引」の「建設工事と建設業の種類」等も参照してください。

なお、経営事項審査では、専門工事の完成工事高を一式工事にまとめられます（完成工事高の振替）ので利用してください。（P. 28 参照）

*** 一式工事は、総合的な企画、指導、調整の元にする工事のため、通常、元請工事のみとなります。また、建築一式工事は、通常、建築確認（建築主が国や独立行政法人、都道府県等である場合は計画通知）を必要とする新築及び増築工事となります。なお、新築・増築工事であることが確認できない場合は、確認申請書等の資料を求めることがあります。**

〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉

経営事項審査の工事の定義は、建設業法第2条により行います。

建設業法第2条第2項

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

剪定、除雪、調査、点検、電球・部品の交換や常備工事等は「建設工事の完成を請け負う営業」という定義から外れるため、原則として完成工事高に計上することはできません。

この場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、経営状況分析、決算変更届（完成工事高等）をやり直すことになります。

〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉

平成16年3月1日付国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」二一四により当該企業と直接かつ恒常的な雇用関係のない出向者は、原則として、監理技術者及び主任技術者（＝配置技術者）になりません。また、派遣社員もなりません。該当する工事がある場合は、「その他工事」に入れてください。

〈建設業法第26条第3項に該当する工事の配置技術者について〉

建設業法第26条第3項に該当する工事（同法施行令第27条を参照）の配置技術者は、当該工事に専任する必要があります。そのため、原則、建設業許可における営業所技術者等との兼務はできません。また、専任が必要な工事の配置技術者は、原則、同時期に他の専任が必要な工事の配置技術者との兼務はできません（P. 40 参照）。該当する工事がある場合は、「その他工事」に入れてください。

〈許可取得以前に請け負った工事について〉

新規許可業者で建設業許可取得以前に請け負った1件税込み500万円以上（建築一式の場合は税込み1,500万円以上）の工事等（建設業法第3条第1項、同法施行令第1条の2を参照）は、「その他工事」に入れてください。1件税込み500万円未満（建築一式の場合は税込み1,500万円未満）の工事については、P. 26 「カ」を参照してください。

〈決算期の変更を行ったときの審査対象事業年度等の期間の記入方法〉

(1) 審査対象事業年度の記入方法

- ⑦ (審査対象事業年度の期末) 決算変更後の決算日を含む月を起点とします。
- ⑥ (審査対象事業年度の期首) ⑦を含めて12か月前の月「この⑥～⑦の期間を審査対象事業年度」とします。

(2) 前審査対象事業年度等の記入方法

- ・ 完成工事高計算基準の区分を「1. 2年平均」としたとき
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の1年前の月②～③の期間を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」とします。
 - ④ ②及び③の期間を記入してください。
- ・ 完成工事高計算基準の区分を「2. 3年平均」としたとき
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の2年前の月を記入してください。
 - ④ ③から12か月遡及する期間を記入してください。
 - ⑤ ②から12か月間を記入してください。

〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉

- ⑩～⑭ 下記の例を参考に、計算式を余白に記載するか、任意の様式で作成の上、提出してください。
東京都経営事項審査ホームページに、参考様式として「決算期変更計算書(Excel)」を掲載していますので、ご利用ください。

(例) 令和6年12月31日決算を令和7年3月31日決算に変更した場合

審査対象事業年度：令和6年4月から令和7年3月まで

ア 審査対象事業年度(当該期間)の完成工事高

(令和6年1月から同年12月までの完成工事高×9/12) + (令和7年1月から同年3月までの完成工事高)

イ 前審査対象事業年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の完成工事高

(令和5年1月から同年12月までの完成工事高×9/12) + (令和6年1月から同年12月までの完成工事高×3/12)

ウ 前々審査対象事業年度(令和4年4月から令和5年3月まで)の完成工事高

(令和4年1月から同年12月までの完成工事高×9/12) + (令和5年1月から同年12月までの完成工事高×3/12)

＊ 2年平均(通常は3期分必要)、3年平均(通常は4期分必要)に対応した確認資料(決算変更届)が必要となります。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

- ②、③、⑦については、カラムに「0」を記入してください。
- ⑥については、会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩～⑭、⑯は「0」を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

- ②、③については、カラムに「0」を記入してください。
- ⑥については、会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑦については、決算日（審査基準日）の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩、⑪は「0」を記入してください。

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事（税込・税抜）

（建設工事の種類）

工事の並べ方について

*記入例1 工事経歴書記入例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
A (個人)	元請		A邸宅地擁壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	9,000千円	令和△年12月	令和○年1月
S (個人)	"		S邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	4,500千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)東北不動産	"		東北不動産察基礎工事	"	一宮二郎	レ	3,200千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)関東不動産	"		東京営業所基礎工事	"	津島平一	レ	2,500千円	令和△年4月	令和△年5月
(株)北陸不動産	"		本社ビル基礎工事	"	半田五郎	レ	2,000千円	令和○年1月	令和○年2月
K (個人)	"		K邸外構工事	"	岡崎三男	レ	1,900千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)近畿不動産	"		本社ビル外構工事	"	豊田一郎	レ	1,800千円	令和△年9月	令和△年9月
(株)中国設備	"		工場内コンクリート工事	"	名古屋三郎	レ	1,700千円	令和○年2月	令和○年3月
N (個人)	"		N邸外構工事	"	愛知太郎	レ	1,600千円	令和△年5月	令和△年6月
(株)四国不動産	"		四国不動産察基礎工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,500千円	令和△年10月	令和△年11月
(株)沖縄機械	"		工場外構工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,000千円	令和△年4月	令和△年5月
(株)国文建設	下請		B～Kの件数≤10件	"	岡崎三男	レ	1. 軽微な工事について10件を超える部分は記入不要		令和△年1月
(株)国土建設	"		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	7,000千円		
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了					小 計	13 件	45,700千円	うち 元請工事	30,700千円
ページごとの完成工事高の合計額（A～M）					合 計	52 件	65,000千円	うち 元請工事	9,000千円
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A～K）					元請工事に係る完成工事高の合計額				

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

工事の並べ方について

*記入例2 工事経歴書記入例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	工 事 名	工事現場のあ る 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
				氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
A（個人）	元請	A邸宅地擁壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	10,000千円	令和△年12月	令和○年1月
S（個人）	〃	S邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ	4,500千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)東北不動産	〃	東北不動産寮仮設足場工事	〃	一宮二郎	レ	3,200千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)関東建設	下請	豊橋川改修工事の内 堀削工事	1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記入			8,000千円	令和△年4月	令和△年5月
(株)北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	5,500千円	令和○年1月	令和○年2月
(株)中部塗装	〃	新宿ビル改築工事の内足場 仮設工事	〃	岡崎三男	レ	2,500千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)近畿組	〃	関東ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	2,000千円	令和△年9月	令和△年9月
(株)中国建筑	〃	一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	レ	1,900千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,800千円	令和△年5月	令和△年6月
M（個人）	元請	M邸玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,700千円	令和△年10月	令和△年11月
(株)沖縄機械	下請	S邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,600千円	令和△年4月	令和△年5月
(株)国交建設	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ	1,500千円	令和△年12月	令和○年1月
(株)国土建設	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	1,000千円	ページごとの元請工事に係る完成 工事高の合計額（A～C＋J）	
B～C＋F～Mの件数≤10件						2. 軽微な工事が10件に達したため記入不要		
ページごとの完成工事高の合計額（A～M）						小 計	13 件	45,200千円
全ての完成工事高の合計額						合 計	52 件	70,000千円
・・・「軽微な工事」						うち 元請工事	19,400千円	10,000千円
						うち 元請工事	25,000千円	10,000千円

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

元請工事に係る完成工事高の合計額

(3) 技術職員名簿

(3) 完工工事種類高別

(3) 総合評定値請求書

(3) 作成要領

(3) 提出書類一覧

(1) 経営事項審査は(2) 提出書類は(1) 経営事項審査

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事

（

税込・

税抜）

工事の並べ方について

＊記入例3 工事経歴書記入例
（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

注 文 者	元請 又は 下請 の別	工 事 名	工事現場のあ る 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
				氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
東京都	元請	国土小學校外構工事	東京都千代田区	東京一郎	主任技術者	千円	令和△年12月	令和○年1月
国土交通省	〃	国交大学外構工事	〃	愛知太郎	主任技術者	千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)東北不動産	〃	東北不動産ビル外構工事	〃	一宮二郎	主任技術者	千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)関東建設	下請	豊橋川改修工事 掘削工事	〃	1. 元請工事に係る完成工事の合計額まで記入			千円	令和△年4月
(株)北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	主任技術者	千円	令和○年1月	令和○年2月
(株)中部塗装	〃	東京ビル改築工事の内足場 仮設工事	〃	岡崎三男	主任技術者	千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)近畿組	〃	関東ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	主任技術者	千円	令和△年9月	令和△年9月
(株)中国建筑	〃	一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	主任技術者	千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	主任技術者	千円	令和△年5月	令和△年6月
A～Cの合計額≧Yの7割							2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了	
A～Iの合計額≧Xの7割							ページごとの元請工事に係る完成 工事高の合計額（A+B+C）	
ページごとの完成工事高の合計額（A～I）							千円	千円
小 計				9	件	千円	163,200	千円
合 計				52	件	千円	233,000	千円

・・・「軽微な工事」

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書

①

とび・土工・
コンクリート

工事（税込・税抜）②

（建設工事の種類）

* 注意事項（39～41ページ参照）

⑧
法面処理工事の内訳工事が
あった場合の例

注 文 者 ③	元請 又は 下請 の別 ④	JV の 別	工 事 名 ⑤	工事現場のあ る 都道府県及び 市区町村名	⑥ 配 置 技 術 者		⑦ 請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
東京都	元請	JV	国土小学校地滑り防止工 事	東京都 千代田区	東京一郎	レ	100,000千円	令和△年12月	令和○年1月
国土交通省	〃	JV	国交大学地滑り防止工事	〃	愛知太郎	レ	60,000千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)東北不動 産	〃		東北不動産ビル外構工事	〃	一宮二郎		3,200千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)関東建設	下請		豊橋川改修工事の内 堀削工事	〃	津島平一	レ	7,500千円	令和△年4月	令和△年5月
(株)北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	(7,000) 18,000千円	令和○年1月	令和○年2月
(株)中部塗装	〃		東京ビル改築工事の内足場 仮設工事	〃	岡崎三男	レ	6,300千円	令和○年3月	令和○年3月
(株)近畿組	〃		関東ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	5,100千円	令和△年9月	令和△年9月
(株)中国建筑	〃		一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	レ	2,000千円	令和○年2月	令和○年3月
(株)四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,800千円	令和△年5月	令和△年6月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月

⑨	小 計	⑦	9 件	①	192,900千円	②	110,000千円	⑧ うち 元請工事 ㊦	
								163,200千円	110,000千円
⑩	合 計	㊦	52 件	㊦	275,000千円	②	110,000千円	うち 元請工事 ㊦	
								233,000千円	110,000千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請け工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含む全ての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し、主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工	PC
とび・土工・コンクリート	法面処理	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、全ての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

〈工事経歴書の書き方〉

- ＊ この表は、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
- ＊ 消費税抜きの千円未満切捨てで記入してください。
- ＊ 税抜き金額の記入の際は、税率に注意してください。
- ＊ 工事の記入方法等は、P. 33からP. 37までの記入例等を参照してください。
- ＊ 財務諸表の作成方法は「建設業許可申請変更の手引」を参照してください。
- ＊ 免税業者等、税込みで変更届出書（決算）を提出している場合は、裏付資料として税抜きで作成し、経営事項審査申請時に別途提出してください。

工事の記載手順

※請負代金の額が大きい下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいいます。以下同じ）があったとしても、必ず、下記のア元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同じ。）から記載してください。

ア 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入し、手順イに移ってください。元請工事の合計額の7割に達する前に、工事1件の請負代金の額が税込み500万円（建築一式工事は税込み1,500万円）未満等の軽微な工事（建設業法施行令第1条の2第1項を参照。以下「軽微な工事」といいます。）が10件となった場合、又は当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超えた場合も、その段階で手順イに移ってください。

イ アに続けて、アを除いた元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。この段階で軽微な工事をアと合わせて10件記入した場合又は全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超えた場合には、そこで記入を終了してください。

〈注意事項〉（P. 37の工事経歴書記載例 丸数字に対応）

- ① 建設業法第2条の別表による工事の種類を記入してください。
「直前3年の各事業年度における工事施工金額 様式第3号（第2条関係）」の「許可に係る建設工事の施工金額」に記載した工事種別の工事を記入してください。
- ② 「税抜」を○で囲んでください。＊請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。
- ③ 契約書等に記載されている「注文者」を記入してください。
- ④ 元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記入してください。
- ⑤ 工事名は、内容が分かるように記入してください。
例 ア. 塗装工事の場合：道路維持工事（路面表示工事）
イ. 管工事の場合：Y邸新築工事（給湯設備工事）
※③「注文者」、⑤「工事名」の記載は、個人の氏名が特定されないように十分留意してください（注文者「A（個人）」、工事名「A邸新築工事」）。
- ⑥ 完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により工事現場に配置された技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含む全ての者を記入してください。

＊ 監理技術者等：

発注者から直接請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（複数ある場合はその総額）が税込み5,000万円以上（建築一式は税込み8,000万円以上）になる場合は、監理技術者を置かなければなりません。「公共性のある工作物に関する重要な工事」は、主任技術者及び監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない、原則、「営業所技術者等」との兼任もできません（「公共性のある工作物に関する重要な工事」以外の工事であっても、原則として営業所技術者等との兼任はできません）。

＊ 公共性のある工作物に関する重要な工事：請負金額が税込み4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事のうち、個人住宅を除いたほとんどの建設工事が対象（根拠条文：建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条）

＊ 配置技術者が、監理技術者資格者証の交付を受けていても、当該工事が、監理技術者の設置を要さない工事は、主任技術者の欄に「レ」点をしてください。また、JV（共同企業体）の場合は、構成員である全業者（会社）が監理技術者等を設置しなければなりませんので、配置技術者の欄は、代表業者ではない業者であっても、自社の技術者の氏名を記入してください。

＊ 工事現場に監理技術者を設置しなければならない工事は、特定建設業許可業者が請け負った元請工事に限ります。

＊ 直接的恒常的な雇用関係にない出向者は、原則として配置技術者（監理技術者又は主任技術者）にはなれません（平成16年3月1日付国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省のホームページ）二一四を参照）。派遣社員もなれません。

⑦ P.33の工事の記載順や、P.34からP.37までの記入例等を参照し、間違えないように記入してください。

＊ 請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。

＊ JV（共同企業体）として行った工事は、JV全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記してください。

⑧ 次ページの内訳工事業種一覧の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、（二）欄に掲げる工事があるときに、（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の金額を記入してください。

＊ 内訳工事業種一覧

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	P C
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

⑨ 小計の欄は、ページごとの合計額等を記入してください。

- ㊦ 完成工事の件数
- ㊧ 完成工事高
- ㊨ 前記⑧の内訳工事業種一覧の(二)に該当する場合、その合計額
- ㊩ ㊧のうち元請工事の完成工事高
- ㊪ ㊨のうち元請工事の完成工事高

⑩ 合計の欄は、各業種の最終ページにおいて、該当業種(1業種ごと)の合計額を記入してください。

㊦から㊪までの記入方法については、⑨を参照してください。

＊ 合計の欄の件数及び金額は、全業種分の工事経歴書に記載された全業種の総合計ではなく、業種ごとの直近1年分の総合計になります。また、業種ごと(元請・下請の区分を含みます)の金額は、決算報告(変更届)の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び帳票「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」(P. 22参照)の金額に一致します(一式工事に振り替える場合等を除きます)。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外子会社の完成工事高が評価対象となりました。なお、評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。

技術職員名簿

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈技術職員名簿の書き方〉の○数字に対応しています。

審査基準日が
令和7年3月31日の場合

技 術 職 員 名 簿

項 目 ① ③ ⑤
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
②		③ 丹 下 一 平	昭和25年3月3日	④ 75	8 2	2 2	0 0	1 2				⑧ 28
2		東京 太郎	昭和26年4月16日	73	8 2	0 1	1 1	3 1	1 7	1 1	3 7	第〇〇〇〇〇〇号
3		東京 一郎	昭和51年5月3日	48	8 2	0 1	0 0	1 2	1 7	0 0	1 2	
4		新宿 次郎	昭和58年3月12日	42	8 2	0 1	2 1	4 2				
5		新宿 和子	昭和49年12月1日	50	8 2	0 1	1 1	1 1	1 7	1 2	0 1	第〇〇〇〇〇〇号
6		東 昭	昭和40年8月15日	59	8 2	2 2	0 0	2 2				
7	○	南 孝 安	昭和41年9月9日	58	8 2	0 1	0 0	1 2				30
8		荒 幡 香 葉	昭和38年10月10日	61	8 2	0 1	0 0	2 2				
9		中 村 秋 男	昭和61年2月16日	39	8 2	0 1	0 0	1 2	1 7	0 0	1 2	
10		入 間 夏 子	昭和26年6月25日	73	8 2	0 1	0 0	2 2				
11	○	竹 内 佳 林	平成6年11月23日	30	8 2	0 1	0 0	1 2			⑦ 〇〇高等学校 土木科〇〇年卒	
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15	技術職員1人につき2業種のみ申請可											
16	(2業種の考え方)											
17	・ 1資格から2業種選択 例：1級土木施工管理技士→土木・塗装（通番2参照）											
18	・ 2資格から1業種ずつ選択 例：1級建設機械施工技士・1級建築施工管理技士→土木・塗装（通番5参照）											
19			年 月 日		8 2							
20	「講習受講」について											
21	申請する業種について、審査基準日において次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。											
22	① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）。											
23	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。											
24	③ 法第26条6～8の規定による講習（監理技術者講習）を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること。											
25	上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に講習終了情報の印字又はラベルが貼ってある場合は裏面の写し）を提出											
26												
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

取得単位が「0」の場合は空欄で可

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第 18 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。
なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は 2 までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば、12 枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第 15 条第 2 号イに該当する者が、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第 26 条の 6 から第 26 条の 8 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD 単位取得数」の欄は、第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できる CPD 単位数は一人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。

別表（五） ※別表（四）は57ページ以降を参照

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //

(1) 経営事項審査は

(2) 提出書類一覧

(3) 作成要領

(3) 経営規模等評価申請書

(3) 完工工事種別

(3) 技術職員名簿

420	機械器具設置工事業	〃
421	熱絶縁工事業	〃
422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃
429	解体工事業	〃
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	〃
503	大工工事業	〃
504	左官工事業	〃
505	とび・土工工事業	〃
506	石工事業	〃
507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	舗装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
529	解体工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

1 級技術者…法第15条第 2 号イに該当する者

2 級技術者…法第27条第 1 項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び 2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習を修了した者で 1 級技術者以外の者

〈技術職員について〉

◎ 加点の対象となる経営事項審査上の技術職員の考え方

「審査基準日現在、常勤性の要件を備えており、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者」が対象となります。「恒常的な雇用」とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されていることが必要となります。アルバイト・パート・契約社員などは、技術職員名簿に記載することはできません。ただし、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者については、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなします。「常勤性の要件」は、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることが必要です。また、月額給与（賃金、報酬等）が定められ、営業日には勤務することが義務付けられていることが必要です。さらに、労働の対価である収入が一定金額（月額10万円以上）であることが、P. 51からP. 54の確認資料で確認できる技術職員）に達していることが必要です。

※ 技術職員名簿への記載は、経営事項審査で加点するためのものであり、名簿に記載されていなくても、条件に合致していれば配置技術者・営業所技術者等などになることはできます。

※ 技術職員名簿に記載がなくても、許可要件の確認のため、経營業務の管理責任者及び営業所技術者等については常勤性の確認資料を提示してください（加点の対象にはなりません）。

※ 他社からの報酬がある場合、原則技術職員として申請できません。「二以上事業所勤務被保険者」の方は、事業所ごとの報酬額の比率など総合的に判断しますので、該当者の①二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書の写し及び②住民税特別徴収税額決定通知書を持参してください。

（参考）

「経営事項審査の事務取扱いについて」（国交省通知）（平成20年1月31日付国総建第269号）
一部改正（令和6年12月17日国不建第126号）

（抄）

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）

（1）許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第29条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

〈2業種限定の考え方〉

2業種限定の考え方は以下のとおりです。

例：一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士をそれぞれ保有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	一級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
	一級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
	一級電気工事施工								◎																					



評価（例1）		◎					◎																							
評価（例2）	◎	◎																												

評価対象となっている業種の中から任意の二つを選ぶことができます。一つの資格の評価対象から二つ選択（例1）しても構いませんし、二つの資格からそれぞれ一つずつ選択（例2）しても構いません。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に配置しなければならない監理技術者等については、技術者が保有している資格に応じて、複数の業種で監理技術者等になります。

〈技術者評価について〉

一級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者	二級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ 監理技術者講習受講	一級技術者であって 左以外の者				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

一級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価します。（※監理技術者資格者証に記載の業種に限る。）

なお、二級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても、1点加点評価は行われません。

＊ 監理技術者補佐とは、主任技術者となる資格を有し、令和3年度以降の一級技術検定の一次検定に合格した一級技士補である者、監理技術者要件を満たす者です。

＊ 監理技術者要件を満たす者とは、指定建設業を除く実務経験者（指導監督的実務経験が必要）、国土交通大臣特別認定者をいいます。

指定建設業は、土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種です。

〈技術職員名簿の書き方〉

P. 47の〈技術職員について〉をよく読んでください。

技術者名簿の人数と技術職員数（P. 14項番19を参照）の人数は一致することになります。

＊ 技術職員数が多い場合（30名超が目安。40名超は必須）：建設業指導担当で事前確認が必要です（審査日のおおむね1か月前までに）。詳細はP. 5を参照してください。

① 1枚目は「001」、2枚目は「002」・・・と記入してください。

② 新規で技術職員名簿に記載された技術職員について「○」を記入してください。

※建設業に関して、審査対象年内に、新たに技術職員となった人が新規掲載対象者に該当します（初めて経営事項審査を受ける場合も同様です）。

③ 審査基準日現在建設業に従事する6か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員（常勤役員及び常勤使用人）の氏名及び生年月日を記入してください（技術職員で、監査役及び兼業事業に従事する使用人は除きます）。

②③の裏付資料：

P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉及び

P. 54〈出向者の確認ができる資料〉を必ずご確認ください。

④ 審査基準日現在の満年齢を記載してください。

⑤ ア 業種コード：P. 13の経営規模等評価等対象建設業（項番16）のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を、P. 56の「技術職員資格者業種コード表」から、1名の技術者に対し、異なる業種で2業種以内（同一の職員で同一業種は不可）を選び、該当するコードを記入してください。

イ 有資格区分コード：P. 57の「技術職員資格区分コード表」をご参照ください。

ウ イの有資格の裏付資料（写しを提出してください。）

資格区分コード003・004「国土交通（建設）大臣認定書」

資格区分コード005「一次検定の合格を証明する書面」及び「主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料」又は「監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料」（詳細はP. 63参照）

資格区分コード060～063、111～298「資格検定合格証、免状、監理技術者証等」

資格区分コード11H他（一次検定合格後、3年又は5年の実務経験者）「一次検定の合格を証明する書面」及び「実務経験証明書」（詳細はP. 63参照）

資格区分コード064「登録基幹技能者講習修了証」

＊ 登録基幹技能者講習修了証に、基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価されます。

＊ 基幹技能者として記入する場合：建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

資格区分コード703・704「能力評価（レベル判定）結果通知書」（詳細はP. 101参照）

※ 資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の経営事項審査と同じ資格コードで申請する技術職員については、合格証等の提示は不要です（有効期限のある「基幹技能者」、「地すべり防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要です。）。

エ 講習受講の有無

申請する業種について次の（イ）から（ハ）までの要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の

者（二級国家資格者、電気工事士法・水道法・消防法・職業能力開発促進法等による資格者及び実務経験による資格者等）は「2」となります。「1」か「2」を必ず記入してください（無記入は不可）。

（イ） 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（建設業法、建築士法、技術士法による一級土木施工管理技士・一級建築士などの一級国家資格者相当者）。

＊ 有資格区分コードが「003」・「004」・「005」の場合は「2」となります。

（ロ） 建設業法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。

（ハ） 建設業法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（監理技術者講習）を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること。

＊ 建設業法施行規則の一部改正がされ、令和3年1月1日から監理技術者講習の有効期間が変更になりました。従来の有効期間は、講習を受講した日から5年間でしたが、改正により、講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までとなります。

エの裏付資料（写しを提出してください）：

監理技術者資格者証（審査基準日が交付年月日から有効日の間に含まれていること）及び**裏面の監理技術者講習修了情報の印字又はラベルが添付されている部分**

＊ 1人の技術職員につき、申請できる業種は2業種までです。

＊ 申請できる業種は経営規模等評価対象建設業（項番16）や、工事種類別完成工事高（項番32）の中に含まれる業種に限ります。

＊ 1人の技術職員につき、業種コード・有資格区分コード・講習受講（なしの場合は「2」）欄は必ず全て記入してください。

＊ 申請する業種に対応する資格でなければ加点の対象になりませんので、P. 57の技術職員資格区分コード表で、確認してください。

⑥ 監理技術者資格者証交付番号（一級建築士の登録番号等ではありません。）を記入してください。

⑦ 資格区分コード「001」で業種コードを1業種で申請する技術者で生年月日が平成8年4月以降のとき又は業種コードを2業種で申請する技術者で生年月日が昭和61年4月以降のときは、卒業した学校名、学科名、卒業年を記入してください。

⑧ 各技術者のCPD単位取得数は、以下の算式で算出される数値を記入してください。

＊ 告示別表第18や裏付資料については、P. 72からP. 73を参照してください。

各技術者のCPD単位

$$\left(\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体に} \\ \text{よって取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{告示別表第18左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨ててください。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とします。

例1）技術職員名簿 通番1

「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合

48.0（単位）÷50（告示別表第18の右欄に掲げられている数値）×30＝28.8

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て、「28」となる。

例2) 技術職員名簿 通番7

「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合

18.0 (単位) ÷ 12 (告示別表第18の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

＜技術職員名簿の作成の注意＞

- ・ P. 44の記載要領をよく読んで記入してください。
- ・ 技術職員名簿の人数と申請書の審査基準日における技術職員の数とは同一です。
- ・ 技術職員名簿には、次の全てに該当する職員を記入してください。
 - ア 審査基準日現在建設業に従事する職員である者（兼業事業従事使用人は該当しません。）
 - イ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは、ハ、同法第15条第2号イ若しくは、ハ又は基幹技能者に該当する（P. 57「技術者資格区分コード表」に該当する）者

＜「技術者資格区分コード表」に該当する者＞

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、同法第15条第2号イ若しくはハの該当者又は基幹技能者

＜技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料＞

※個人の確定申告書や住民税特別徴収税額通知書等にマイナンバーが記載されている場合は、事前にマスキングしたものを提示してください。

1 その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番42）・厚生年金保険加入の有無（項番43）の双方又は一方を「1. 有」とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

次の①又は②とします。

- ①「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」※被保険者の一覧表
審査基準日までに（途中で）入退社があった場合は、資格取得確認通知書、資格喪失確認通知書を添付してください。（標準報酬月額の記事がない場合は、月額報酬の確認できる資料も必要です。）また、標準額の改定があった場合は、改定分も併せて提示してください。
- ②「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」
ただし、年金事務所で健康保険適用除外の承認を受けて全国建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している会社の70歳以上75歳未満の職員に関しては③でも可とします。
- ③「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

- ①「前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿」
前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②～⑦のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②～⑦のいずれかを提示してください。
- ②「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（前年度分）
- ③「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
- ④「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」（前年度分）
- ⑤「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」（前年度分）
- ⑥「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

2 その他の審査項目（社会性等）で、**健康保険加入の有無（項番 4 2）・厚生年金保険加入の有無（項番 4 3）の双方とも「1. 有」以外とした場合**

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額決定通知書〈特別徴収義務者用〉」

(2) 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

①「前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

②「住民税特別徴収税額決定通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

③「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）

3 後期高齢者医療制度対象者（75 歳以上等）の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

①「厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」

※①を提示できない場合は、②を提示してください。

②「住民税特別徴収税額決定通知書〈特別徴収義務者用〉」及び

「マイナ保険証（表面）」の写し又は「資格確認書」の写し※ ※年齢確認のため

(2) 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

①「前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

②「住民税特別徴収税額決定通知書〈特別徴収義務者用〉」（前年度分）

③前年度に後期高齢者医療制度対象者でなかった場合は、1 (2)又は 2 (2)

4 個人事業主の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「確定申告書」

(2) 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、「確定申告書」（前年分）などを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、「確定申告書」（前年分）などを提示してください。

5 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者を名簿に記載する場合

1 又は 2 の書類の提示に加えて、次の書類を提示・提出してください。

- ・ 提示書類 継続雇用制度について定めた「就業規則」（労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されているもの。なお、常時 10 名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）
- ・ 提出書類 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第 3 号）（P. 110 参照）

※ 継続雇用制度の概要については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

◎ 注意事項

- ア 決算期変更等で前審査基準日と審査基準日の間が 6 か月を超えない場合は、前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿に加えて、前々審査基準日の経営事項申請書副本の技術職員名簿も提示してください。
- イ 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認において、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、氏名の記載されていない技術職員に係る書類のみ追加提示してください。
- ウ 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「資格確認書」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを提示する場合は、資格取得日が審査基準日から遡って 6 か月を超えていることが必要です。
- エ 審査基準日現在の常勤性の確認資料は、審査基準日に係る書類を提示してください。審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料は、前審査基準日に係る書類を提示してください。

例 1）審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日、前審査基準日が令和 6 年 3 月 31 日の場合

- 標準報酬決定通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和 6 年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和 6 年 4 月から 6 月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
 - ・ 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和 5 年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和 5 年 4 月から 6 月までの報酬月額を算定基礎としたもの）
- 住民税特別徴収税額決定通知書
 - ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が令和 6 年度に属するため、この年度中に発行されたもの
 - ・ 審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が令和 5 年度に属するため、この年度中に発行されたもの

例２）審査基準日が令和７年４月３０日、前審査基準日が令和６年４月３０日の場合

○ 標準報酬決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が令和７年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和７年４月から６月までの報酬月額を算定基礎としたもの）

- ・ 審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が令和６年度に属するため、この年度中に発行されたもの（令和６年４月から６月までの報酬月額を算定基礎としたもの）

○ 住民税特別徴収税額決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が令和７年度に属するため、この年度中に発行されたもの

- ・ 審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が令和６年度に属するため、この年度中に発行されたもの

オ 「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」は、特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要です。

カ 年齢は審査基準日現在になります。

キ 技術職員名簿に記載されている職員と、提示書類（「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」など）に記載されている職員との確認に時間を要することがありますので、審査を円滑に実施するために、人数が多い場合（おおむね１０名以上）は、技術職員名簿と提示書類との確認がしやすいように工夫してください（工夫例①：技術職員名簿の通番を、標準報酬決定通知書の氏名欄の横に鉛筆で記入したり、番号を書いた付箋を付けたりする 工夫例②：技術職員名簿の技術職員の記入順を、標準報酬決定通知書の順番どおりにする）。また、前審査基準日の経営事項審査申請書副本の技術職員名簿と審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿の順番が大幅に変動している場合も、同様をお願いします。

ク 原則として、技術職員が４０名を超える場合には事前確認の対象となります。４０名以下の場合も事前確認の対象とはなりません、審査時間の短縮にもなりますので、可能な場合は、事前確認をお願いします（事前確認については、P. ５を参照）。

ケ 虚偽等、申請内容に疑義がある場合には、別途資料を求めることがあります。

〈出向者の確認ができる資料〉

- ・ 出向者の氏名、期間が確認できる出向契約書等（審査基準日から遡って６か月を超える出向期間があることが必要です）
- ・ 出向元の「資格確認書」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の原本、若しくは写し
- ・ 出向者について、出向先で費用負担していることが明示できる資料（基準月の給与について、出向元の請求書と出向先から出向元への振込等を確認できる資料）

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

〈資格区分コード００１の該当要件〉

- ・ 学歴（P. ６１参照）
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高校を卒業
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高等専門学校（５年制）を卒業

学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた大学（短期大学を含みます。）を卒業

- 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
 高校卒業後5年以上の建設業実務経験
 高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後3年以上の建設業実務経験
- 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
 高校卒業後10年以上の建設業実務経験（各業種で5年以上）
 高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後6年以上の建設業実務経験（各業種で3年以上）

＜資格区分コード002の該当要件＞

- 学歴は問いません。
- 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
 10年以上の建設業実務経験
- 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
 20年以上の建設業実務経験（各業種で10年以上）

＜資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点＞

有資格区分コード「001」で

- ア 業種コードが1業種で平成8年4月以降生まれの方
- イ 業種コードが2業種で昭和61年4月以降生まれの方

技術職員名簿右側の⑦の欄に学校名、学科名、卒業年を記入してください。

＜資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき＞

資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が10名以上のときは、次ページの表を参考に「名簿一覧表」を作成し、正本と副本（写し）を提出してください（申請書の最後に添付してください。）。少数の場合は、申請書の技術職員名簿の監理技術者資格証交付番号欄に「学校名・学科名・卒業年」を記入するだけで結構です。

経営事項審査 001、002及び099資格の技術職員名簿一覧表

別 紙

許可番号 ：

会社名 ：

審査基準日 ：

＜記入例＞

頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	専門学校卒の場合		業種コード	有資格区分コード	経験年数	業種コード	有資格区分コード	経験年数	備考
						専門課程修了	高度専門士又は専門士							
1	1	東京 太郎	S47.5.10	〇〇短期大学 人間学科	H05.03			2 0	0 0 2	13				
1	3	新宿 一郎	S40.10.10	〇〇高等専門学校 土木工学科	S61.03			0 1	0 0 1	6	0 5	0 0 1	13	
1	10	品川 三郎	S30.1.20	〇〇大学工学部 地質工学科	S52.09			0 1	0 0 1	14	2 0	0 0 2	11	
2	2	板橋 花子	S53.4.5	〇〇高校普通科	H09.03			2 0	0 0 2	11				
2	4	文京 四郎	S54.11.17	〇〇大学 農業土木科	H16.03			0 1	0 0 1	4				
2	5	墨田 緑	H2.4.10	〇〇専門学校 情報電子科	H22.03	○		2 2	0 9 9	6				
2	7	足立 紅葉	H3.6.5	〇〇専門学校 住居科	H25.03	○	○	2 0	0 9 9	4				

注意 1) コード 001 : 建設業法第7条第2号イ該当

学校教育法による高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験を有している者（専門学校等は該当しません。）。また、2業種まで記入できますが、その場合は、高校10年以上、高等専門学校・短大・大学6年以上の実務の経験を有している者。

2) コード 002 : 建設業法第7条2号ロ該当

学歴に関係なく、10年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。また、2業種まで記入できますが、その場合は、20年以上の実務の経験をしている者。

3) コード 099 : 学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です。）。)

学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

この一覧表を作成する場合は、おおむね同じ内容が盛り込まれていれば、様式は問いません。

また、生年月日にかかわらず、全ての項目を記入してください。

* 必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書等を追加で求める場合があります。

〈技術職員資格者業種コード表〉

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

〈技術職員資格区分コード表〉

根拠法令	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級 (5点)	2級 (2点)	その他 (1点)		
	001	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業・大学・短大・高専卒：3年、高専＋実務経験）	大学・短大・高専卒：3年、高専＋実務経験			○	実務経験のある業種	
	002	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）	10年			○		
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				○		
	005	監理技術者補佐 ①主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者 ・1級建設機械施工管理技士補 ・1級土木施工管理技士補 ・1級建築施工管理技士補 ・1級電気工事施工管理技士補 ・1級管工事施工管理技士補 ・1級電気通信工事施工管理技士補 ・1級造園施工管理技士補 ②監理技術者となる資格を有する者			4点		監理技術者を補佐する者として配置可能な業種のみ	P.63参照
建設業（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士		○			土と舗	合格証明書 ※3年又は5年の実務経験が必要な資格コードについては、「合格を証明する書面の写し」及び「実務経験証明書」
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）			○		土と舗	
	113	1級土木施工管理技士		○			土と石鋼舗し塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
							3年 ※	
	11H	1級土木施工管理技士補				○	左屋タ筋防絶井清	
	214	2級土木施工管理技士	種別		○		土と石鋼舗し塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
							5年 ※	
	21J	2級土木施工管理技士補	種別			○	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解	
	215	2級土木施工管理技士	鋼構造物塗装		○		塗	
	21K	2級土木施工管理技士補	鋼構造物塗装			○	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解	
	216	2級土木施工管理技士	薬液注入		○		と	
	21L	2級土木施工管理技士補	薬液注入			○	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解	
	120	1級建築施工管理技士		○			建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内絶具解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
							3年 ※	
	12C	1級建築施工管理技士補				○	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清解	
	221	2級建築施工管理技士	種別		○		建解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
							5年 ※	
	222	2級建築施工管理技士	種別		○		大とタ鋼筋解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
							5年 ※	
	223		仕上		○		大左右屋タ板ガ塗防内絶具	
							と筋機水消清解	

(1) 経営事項審査は査

(2) 提出書類一覧

(3) 作成要領

(3) 経営規模等評価申請書

(3) 完工成事工種事類高別

(3) 技術職員名簿

根拠法令	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級 (5点)	2級 (2点)	その他 (1点)		
建設業法（技術検定）	22D	2級建築施工管理技士補	5年 ※			○	大左と右屋タ筋板カ塗 防内機絶具水消清解	合格証明書 ※3年又は5年の実務経験が必要な資格コードについては、「合格を証明する書面の写し」及び「実務経験証明書」
	127	1級電気工事施工管理技士	3年 ※	○		○	電	
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年 ※			○	機消	
	228	2級電気工事施工管理技士	5年 ※		○	○	電	
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年 ※			○	機消	
	129	1級管工事施工管理技士	3年 ※	○		○	管	
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年 ※			○	筋し板機絶井具水消清	
	230	2級管工事施工管理技士	5年 ※		○	○	管	
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年 ※			○	筋し板機絶井具水消清	
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○		通	
	133	1級造園施工管理技士	3年 ※	○			園	
	13D	1級造園施工管理技士補	3年 ※			○	左と石屋タ筋し塗防絶 井水清解	
	234	2級造園施工管理技士	5年 ※		○	○	園	
	23E	2級造園施工管理技士補	5年 ※			○	左と石屋タ筋し塗防絶 井水清解	
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋タ鋼内	免許証
	238	2級建築士			○		建大屋タ内	
	239	木造建築士			○		大	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			土と電舗しゅ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	登録証 ※142、146、148、151、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること。
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）※		○			土と電鋼舗しゅ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）※		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）※		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）※		○			土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）※		○			管水	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）※		○			管水清	
電気工事士法	155	第1種電気工事士			○		電	免状
	256	第2種電気工事士	3年			○		
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年			○	電	免状
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	資格者証
	235	工事担任者 ※1	3年			○	通	
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年			○	管	免状又は技術者証
消防法	168	甲種消防設備士			○		消	免状
	169	乙種消防設備士			○			

根拠法令	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
				1級 (5点)	2級 (2点)	その他 (1点)			
職業能力開発促進法（技能検定） ※2	171	建築大工（1級）			○		大	合格証書	
	271	建築大工（2級）	3年			○			
	164	型枠施工（1級）			○		大と		
	264	型枠施工（2級）	3年			○			
	172	左官（1級）			○		左		
	272	左官（2級）	3年			○			
	157	とび・とび工（1級）			○		と解		
	257	とび・とび工（2級）	3年			○			
	173	コンクリート圧送施工（1級）			○		と		
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3年			○			
	166	ウェルポイント施工（1級）			○				
	266	ウェルポイント施工（2級）	3年			○			
	174	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管（1級）			○		管		
	274	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	3年			○			
	175	給排水衛生設備配管（1級）			○				
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3年			○			
	176	配管・配管工（1級）			○				
	276	配管・配管工（2級）	3年			○			
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）			○		屋管板		
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年			○			
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）			○		タ		
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年			○			
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）			○		タ		
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）	3年			○			
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）			○		石タ		
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）	3年			○			
	180	石工・石材施工・石積み（1級）			○		石		
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年			○			
	181	鉄工・製罐（1級）			○		鋼		
	281	鉄工・製罐（2級）	3年			○			
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）			○		筋		
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年			○			
	183	工場板金（1級）			○		板		
	283	工場板金（2級）	3年			○			
	184	板金・建築板金・板金工（1級）			○		屋板		
	284	板金・建築板金・板金工（2級）	3年			○			
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）			○		板		
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年			○			
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）			○		屋		
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年			○			
	187	ガラス施工（1級）			○		ガ		
	287	ガラス施工（2級）	3年			○			

(1) 経営事項審査は査

(2) 提出書類一覧

(3) 作成要領

(3) 経営規模等評価申請書
総合評定値請求書

(3) 完工工事種別

(3) 技術職員名簿

根拠法令	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級 （5点）	2級 （2点）	その他 （1点）		
職業能力開発促進法（技能検定） ※2	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）			○		塗	合格証書
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年			○		
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）			○			
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年			○		
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			○			
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年			○		
	191	噴霧塗装（1級）			○			
	291	噴霧塗装（2級）	3年			○		
	167	路面標示施工			○		内	
	192	畳製作・畳工（1級）			○			
	292	畳製作・畳工（2級）	3年			○		
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）			○			
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年			○		
	194	熱絶縁施工（1級）			○		絶	
	294	熱絶縁施工（2級）	3年			○		
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）			○		具	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年			○		
	196	造園（1級）			○		園	
	296	造園（2級）	3年			○		
	197	防水施工（1級）			○		防	
	297	防水施工（2級）	3年			○		
	198	さく井（1級）			○		井	
	298	さく井（2級）	3年			○		
※2	061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証
	040	基礎ぐい工事（基礎施工士）			○		と	合格証明書 又は認定証
	062	建築設備士	1年			○	電管	登録証
	063	計装（1級）	1年			○		合格証書 又は登録証
	060	解体工事施工技士			○		解	合格証明書 又は登録証 又は資格者証
	064	基幹技能者			3点		講習修了証記載 業種のみ	講習修了証
	703	レベル3技能者（建設キャリアアップシステム）			○		能力評価（レベル判定）結果通知書に記載 の業種のみ	能力評価 （レベル判定） 結果通知書
	704	レベル4技能者（建設キャリアアップシステム）			3点			
その他	099	その他	※3			○	実務経験のある業種	

- ※1 電気通信事業法に基づく工事担任者性格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けたもの又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者。
- ※2 職業能力開発促進法の規定に係る2級技術検定の合格後に必要な実務経験は、平成15年以前の合格者は1年です。
- ※3 専門学校における経験年数については以下のとおりです。
- ①学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です。）。
- ②学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

〈技術者の資格（指定学科）表〉法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑問がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

〈資格区分コード「099」について〉

建設業許可を受けようとする業種と技術的な共通性がある他の業種での実務経験でも、一定の範囲内で許可を受けようとする業種の実務経験として建設業許可要件の一つである営業所技術者等となる資格を有することができます（振替の条件は次ページを参照）。

〈実務経験年数の振替で営業所技術者等となった者の経営事項審査の取扱い〉

- ・ 経営事項審査における評価の対象は、いわゆる「その他の技術職員」となります。
- ・ 「技術職員名簿」(別紙2)の有資格区分コード欄には「099」(その他)を記入してください。

裏付資料：「技術者の実務経験証明書」

技術者の実務経験証明書の実務経験の記載内容

今回の措置により評価の対象となった業種と、実務経験の振替元となった業種を記入してください。

建設業許可の「営業所技術者等」実務経験要件の一部緩和条件は次のとおりです。

1 実務経験要件緩和を認める業種の範囲

次の業種間でのみ実務経験の振替が認められます。

- ① 一式工事から専門工事への実務経験の振替(矢印の方向に向かって振替可。右枠内の業種間での振替不可)

土木一式	→	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設
建築一式	→	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

- ② 専門工事間での実務経験の振替(矢印の方向に向かって振替可)

大工	⇔	内装仕上
----	---	------

2 実務経験要件の緩和年数の条件

- ① 営業所技術者等になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要
- ② 営業所技術者等になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上
- ①②二つの要件を満たしていれば、営業所技術者等となる資格を有することができます。

3 実務経験要件の緩和の効果

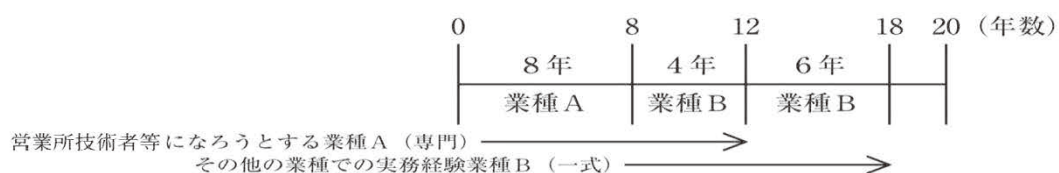
実務経験要件の緩和年数を使わないで「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所技術者等になろうとする場合

実務経験要件年数 1業種(10年) + 1業種(10年) = 20年

実務経験要件の緩和年数を使い「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所技術者等になろうとする場合

営業所技術者等になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要

- ① 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合：最大2年の期間短縮



営業所技術者等になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上

実務経験要件年数 営業所技術者等になろうとする業種(8年) + その他業種(10年) = 18年

営業所技術者等になろうとする業種：8年を超える実務経験が必要

- ② 専門工事間での実務経験振替の場合：最大4年の期間短縮



営業所技術者等になろうとする業種での実務経験＋その他の業種での実務経験＝１２年以上
 実務経験要件年数営業所技術者等になろうとする業種（８年）＋その他業種（８年）＝１６年
〈コード００５ 監理技術者補佐について〉

根拠法令	コード	評価点	資格区分	必要経験年数	加点となる建設業の種類	必要な確認書類
建設業法	005	4	監理技術者補佐			
			主任技術者となる資格を有する一級技士補	—	合格を証明する書面に記載の業種	・一次検定の合格を証明する書面の写し及び ・主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料
			監理技術者要件を満たす者			
			監理技術者資格者証が交付されている者	—	監理技術者資格者証に記載の業種	監理技術者資格者証
			監理技術者資格者証が交付されていない者			
			実務経験者（指定建設業を除く※）	・法第７条第２号イ及びロ（コード001及び002）と同じ ・上記に加えて指導監督の実務経験２年	実務経験及び指導監督の実務経験のある業種	・実務経験証明書及び ・指導監督の実務経験証明書及び ・（法第７条第２号イの場合）卒業証明書
			国土交通大臣特別認定者	—	認定書記載の業種	大臣認定書

- 監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し令和３年度以降の一級技術検定の第一次検定に合格した一級技士補である者、監理技術者要件を満たす者です。
- 審査基準日時点で資格等を有していることが必要です。
- 指導監督の実務経験を認定できる工事は、５,０００万円以上（税込）の元請工事に限られます。
- ※ 指定建設業は土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の７業種です。

〈１次検定合格後の実務経験者〉

＊審査基準日が令和５年７月１日以降の申請より、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（１級１次合格者を大学指定学科卒業と同等、２級１次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が技術者として認められることとなりました。

（改正前）

学 歴	実 務 経 験
大学、短大等（指定学科）	卒業後３年
高等学校（指定学科）	卒業後５年
上 記 以 外	１０年

（改正後）

学 歴 等		実 務 経 験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後３年
	高 等 学 校（指定学科）	卒業後５年
技士補 技 士	１級１次検定合格（対応種目）＊右表参照	合格後３年※
	２級１次検定合格（対応種目）＊右表参照	合格後５年※
上 記 以 外		１０年

※指定建設業と電気通信工事業を除く

○ 技術検定種目と対応する指定学科	
技 術 検 定 種 目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

その他の審査項目 (社会性等)

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈その他審査項目（社会性等）の書き方〉の○数字に対応しています。

(3) ーその他の審査項目
ー社会性等ー

民事再生法等の適用があり、その手続終結決定日以降を審査基準日とする場合は、その決定日が起点となるので、そこから審査基準日までの年数を記入

適用がある場合は「1」を、適用がない場合又は適用後審査基準日が手続終結決定日以降となる場合は「2」を記入
該当する場合は、右の欄に、それぞれ年月日を記入

有、2. 無]

営業停止処分の有無	①	5	8	2	3	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	②	5	9	2	3	[1. 有、2. 無]

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を、それぞれ記入
直前の考え方は、技術者の講習受講と同じ。
確認資料は不要

77ページを参照

「監査の受審状況」欄において
「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入
それ以外の場合は「0」を記入

建設機械の所有及びリース台数

27	6	4	3	5	(台)
				6	

保有している場合はその台数を、保有していない場合は「0」を記入
保有の場合は別途、建設機械の保有状況の一覧表が必要

登録があれば「1」を、
なければ「2」を、それぞれ記入

— 65 —

記載要領

- 1 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□12のように右詰めで記入すること。
- 2 41「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 42「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 43「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 44「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 46「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基金となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 47「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 48「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 49「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 50「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号又は同条第4号に規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 51「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 52「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 53「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない

場合は「2」を記入すること。

- 15 [5][4]「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 [5][5]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 [5][6]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 [5][7]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 [5][8]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 [5][9]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 [6][0]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 [6][1]「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 [6][2]「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 [6][3]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 [6][4]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 [6][5]「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 [6][6]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 [6][7]「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉

いずれの提示書類も、審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日（決算日）に係るものをお持ちください。

① 項番 4 1 雇用保険加入の有無

雇用保険法第5条により、労働者を雇用している事業主は、全て雇用保険への加入を義務付けられています。雇用保険に加入している場合は「1」を、適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、従業員が1人もいない場合や、同居親族で構成されている場合等適用が除外される場合は「3」を記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。

裏付資料：**雇用保険領収書**（口座振替の場合は通帳の写し）及び**労働保険概算確定保険料申告書**、又は**保険料納入証明書**（東京労働局徴収部徴収課発行）

なお、保険料納入証明書の場合は、経営事項審査担当者が、その証明書で雇用保険料の納入が分かることが必要です（労災と雇用保険が合算されている場合などは、内訳が記載されていることなどが必要となります。）。

＊ 雇用保険料を分納している場合、決算月が4～7月のときは第1期分、8～11月のときは第2期分、12～翌3月のときは第3期分の領収書を持参してください。

また、申請者が全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば、適用除外になりますので「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で雇用保険に加入していることが明確な**出向契約書等**又は出向者について、出向元（企業グループ）で雇用保険に加入していることを証する書類

② 項番 4 2 健康保険加入の有無

法人であれば、従業員の数にかかわらず、健康保険の強制適用事業者となります。加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、審査基準月分保険料の領収証書を持参してください。

裏付資料：**保険料納入告知額兼領収済額通知書**（日本年金機構、健康保険組合発行）

又は**保険料納入証明書**（日本年金機構、健康保険組合発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で健康保険に加入していることが明確な**出向契約書等**又は出向者について、出向元（企業グループ）で健康保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

なお、年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「健康保険の加入の有無」については、「3. 適用除外」となります。この場合は、納入目的年月が審査基準日に係る領収書等を提示してください。

③ 項番 4 3 厚生年金保険加入の有無

法人であれば、従業員の数にかかわらず、厚生年金保険の強制適用事業者となります。加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、審査基準月分保険料の領収証書を持参してください。

裏付資料：保険料納入告知額兼領収済額通知書（日本年金機構発行）

又は保険料納入証明書（日本年金機構発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で厚生年金保険に加入していることが明確な出向契約書等又は出向者について、出向元（企業グループ）で厚生年金保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

※社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無について

「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合、それぞれ40点の減点となります（3保険に未加入の場合、120点の減点）。

④ 項番 4 4 建設業退職金共済制度加入の有無

建設業退職金共済制度加入の有無は、審査基準日（決算日）時点において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は、「1」を記入してください。ただし、審査基準を満たしていない等の理由で、証明書が発行されない場合は、「2」を記入してください。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付資料：建設業退職金共済事業加入履行証明書

[経営事項審査申請用の証明書の請求先]

（独）勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部東京都支部

東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内（電話03-3551-5242）

⑤ 項番 4 5 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無

審査基準日時点において、退職一時金制度又は企業年金制度を導入している場合は「1」を、どちらも導入していない場合は「2」を記入してください。企業年金制度の場合は、審査基準日時点において、厚生年金基金の設立若しくは加入契約の締結又は適格退職年金、確定拠出金（企業型）若しくは確定給付企業年金の加入契約のいずれかを行っていることが要件となります。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付資料：

(1) 退職一時金制度

ア 中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済団体制度については、**加入証明書**

[中小企業退職金共済制度の加入証明書の請求先]

(独) 勤労者退職金共済機構（電話 03-6907-1234）

特定退職金共済団体は、所得税法施行令第73条第1項に規定する団体に限られます。

イ **自社退職金制度**については、**次のいずれかの書類**を提示してください。

(ア) 労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されている就業規則

退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項の定めが明記されていることが必要です。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要です。

(イ) 労働協約

退職手当の決定、計算及び支払の方法が記載されていること並びに従業員代表による意見書が添付されていることが必要です。

＊ 別冊として退職金規定を作成している場合は、退職金規定だけではなく、本文である就業規則又は労働協約も必ず提示してください。

＊ 退職金一時金制度の対象は、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものです。

(2) 企業年金制度

ア 厚生年金基金制度については、**領収書**（納付目的年月が審査基準日に係るもの）又は**加入証明書**（各厚生年金基金発行）

イ 確定拠出金（企業型）については、厚生労働大臣による**承認通知書**及び建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る**契約書**又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る**領収書**

ウ 確定給付企業年金（基金型）については、企業年金基金の発行する**加入証明書**、確定給付企業年金（規約型）については、資産管理運用機関の発行する**加入証明書**

⑥ 項番46 法定外労働災害補償制度加入の有無

法定外労働災害補償制度とは、政府の労働災害補償制度とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものです。したがって、**政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たしている場合が評価の対象**となります。

(ア) 業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保していること。

(イ) 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までを補償（業務起因性疾病は対象外）していること。

(ウ) 直接の使用関係にある下請負人（数次の請負は下請負人全て）の直接使用関係にある職員全てを対象としていること（記名式は認められません。）。

(エ) 当該申請者が施工する全工事（共同企業体及び海外工事は除きます。）を補償（工事現場ごとの契約は対象外）していること。

審査基準日において、法定外労働災害補償制度に加入していれば「1」を、加入していなければ「2」を記入してください。「1」を記入する場合は、次の(1)と(2)の書類の両方を提示してください。

裏付資料：

(1) 政府の労働災害補償保険制度

労働保険概算確定保険料申告書と領収済通知書の両方

- * 領収済通知書は、審査基準日を含む期の分が対象となります（68ページの「項番41 雇用保険加入の有無」を参照）。

(2) 法定外労働災害補償制度

[建設業労災補償共済制度加入証明書発行]

(公財) 建設業福祉共済団（電話03-3591-8451）

[全国建設業労災互助会証明書兼領収書の発行]

(一社) 全国建設業労災互助会（電話03-3518-6551）

[労保連労働災害保険加入証明書の発行]

(一社) 全国労働保険事務組合連合会東京支部（電話03-3556-0920）

[労働災害補償共済契約加入者証書の発行] 全日本火災共済協同組合連合会

[準記名式普通傷害保険証券又は加入証明書] 保険会社等

※準記名式普通障害保険証券は1枚の保険証券で、保険加入者が総職員数を上回っており、下請負人も対象となっていることなど、上記アからエまでの条件に全て適合していることが確認できる必要があります。

[労働災害総合保険証券又は加入証明書] 保険会社等

※団体加入保険は、保険会社発行の団体加入保険証券（写し）及び申請者が団体加入保険に加入している加入証明書（加入団体発行）。ただし、加入団体と保険会社の連名で発行され、上のアからエまでの条件の全てと保険期間が記入されている場合は、加入証明書又は加入者証を提示してください。

- * 令和3年4月1日より、経営事項審査の審査基準の一部が改正され、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加算対象となりました。

- * 加入証明書や加入者証を提示する場合、保険会社（支店を含みます。）が作成したものであることが確認できる必要があります。代理店の証明や、支店長等の私印が押印されたものは認められません。

- * 労働災害総合保険、準記名式普通傷害保険、団体加入保険は保険証券、約款等で、アからエまでの条件の全てが確認できる必要があります。補足資料として、約款等を持参する場合は、必ず申請者において要件が読みとれる条文を把握して、該当する条文に付箋を付けてください。

- * 第三者賠償保険、責任保険及び生命保険は、法定外労働災害補償制度に該当しません。

⑦ 項番47 若年技術職員の継続的な育成及び確保

技術職員名簿に記載された審査基準日現在に満35歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記載してください。

裏付資料：「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に、以下のとおり記載してください。

- ア 「技術職員数（A）」：技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数
- イ 「若年技術職員数（B）」：審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数
- ウ 「若年技術職員の割合（B/A）」： $\frac{\text{イの人数}}{\text{アの人数}} \times 100$ （％）を小数点以下第2位以下の端数を切り捨てた数値

⑧ 項番48 新規若年技術職員の育成及び確保

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の1%以上の場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記載してください。

裏付資料：「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。

- ア 「技術職員数（A）」：技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数
- エ 「若年技術職員数（C）」：技術職員名簿において、「新規掲載者」欄に○がされ、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数
- オ 「新規若年技術職員の割合（C/A）」： $\frac{\text{エの人数}}{\text{アの人数}} \times 100$ （％）を小数点以下第2位以下の端数を切り捨てた数値

⑨ 項番49 CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の合計数となります。

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合にはCPD単位の総計を記入してください。

裏付資料：令和3年国交省告示第246号別表第18に掲げるCPD認定団体発行の証明書

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50

公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

各技術者のCPD単位

$$\left(\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体} \\ \text{によって取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{告示別表第18左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨ててください。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とします。

例1) 技術職員名簿 通番1

「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合

$$48.0 (\text{単位}) \div 50 (\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て、「28」となる。

例2) 技術職員名簿 通番7

「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合

$$18.0 (\text{単位}) \div 12 (\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

⑩ 項番49 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。技術職員名簿に記載のある者以外にCPD単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」(P. 112)の提出が必要です。

別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入してください。

裏付資料:「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した技術者の資格証・合格証(写し)

及び基準日現在の常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料
(P. 51〈技術職員等の加算対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照)

⑪ 項番 5 0 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入してください。

裏付資料：審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」

⑫ 項番 5 0 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」（P. 113）の提出が必要です。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入してください。

裏付資料：技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料（P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照）

⑬ 項番 5 0 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数となります。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入してください。

裏付資料：審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価を受けた「能力評価（レベル判定）結果通知書」

⑭ 項番 5 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日の、女性活躍指針推進に基づく認定である「プラチナえるぼし」「えるぼし（第3段階）」「えるぼし（第2段階）」「えるぼし（第1段階）」の取得状況を記入してください。

⑮ 項番 5 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日の、次世代育成支援対策推進法に基づく認定である「プラチナくるみん」「くるみん」「トライくるみん」の取得状況を記入してください。

⑯ 項番 5 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日の、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況を記入してください。

⑭～⑯の裏付資料について

各認定の「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」を提示してください。

※各認定通知書には有効期限の記載がないので、『公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧』や『くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧』、若者雇用促進総合サイトの『ユースエール認定企業一覧』により、審査基準日現在で認定を受けていることを確認して申請して下さい。

⑰ 項番 5 4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

CCUS（建設キャリアアップシステム）を使って工事現場情報等を作成し、かつ、CCUSと連携したカードリーダーやアプリケーション（最新の連携認定システムは一般財団法人建設業振興基金の公表資料を参照）を使った工事現場の就業履歴蓄積装置を整備した場合に評価します。

審査対象工事：軽微な工事や災害応急工事を除く国内の建設工事であって、**審査基準日以前1年以内に発注者と請負契約を直接締結した工事**

〔例：審査基準日が令和7年3月31日の場合の対象期間は
令和6年4月1日～令和7年3月31日〕

上記対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で措置を実施している場合は「1」、全ての公共工事で措置を実施している場合は「2」、審査対象工事を請け負っていない場合は「3」を記入してください。

裏付資料：様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報提供に関する同意書」

⑱ 項番 5 5 営業年数

初めて建設業許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記入してください（1年未満は切捨て）。休業期間、許可切れ期間は含みません。

裏付資料：前審査基準日の「**経営事項審査申請書副本**」、新規申請は、「**最初の許可通知書**」

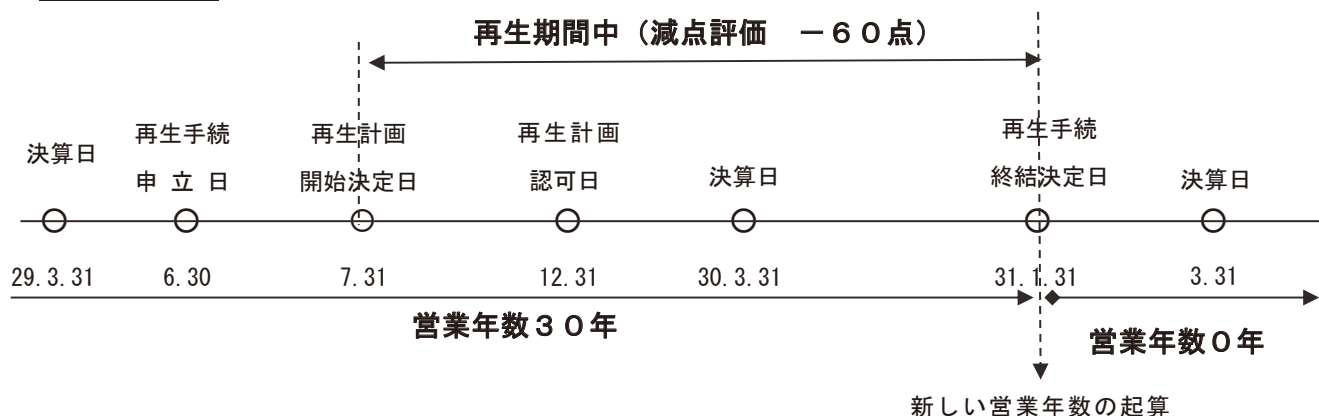
※ 最初の許可通知書を紛失した場合は、建設業指導担当へ審査日までに事前確認を申請し、「確認票」を受け取り、審査時に提示してください。

なお、平成23年4月1日から、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた企業に対しての評価項目（減点措置）が創設されたこと（項番56を参照）に伴い、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合の営業年数については、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けたときから起算することとなりました（再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた時を起点として、営業年数は0年から再度起算します）。ただし、再生（更生）期間中（平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けていない場合）は、最初の許可日から審査基準日までの年数を記入してください。

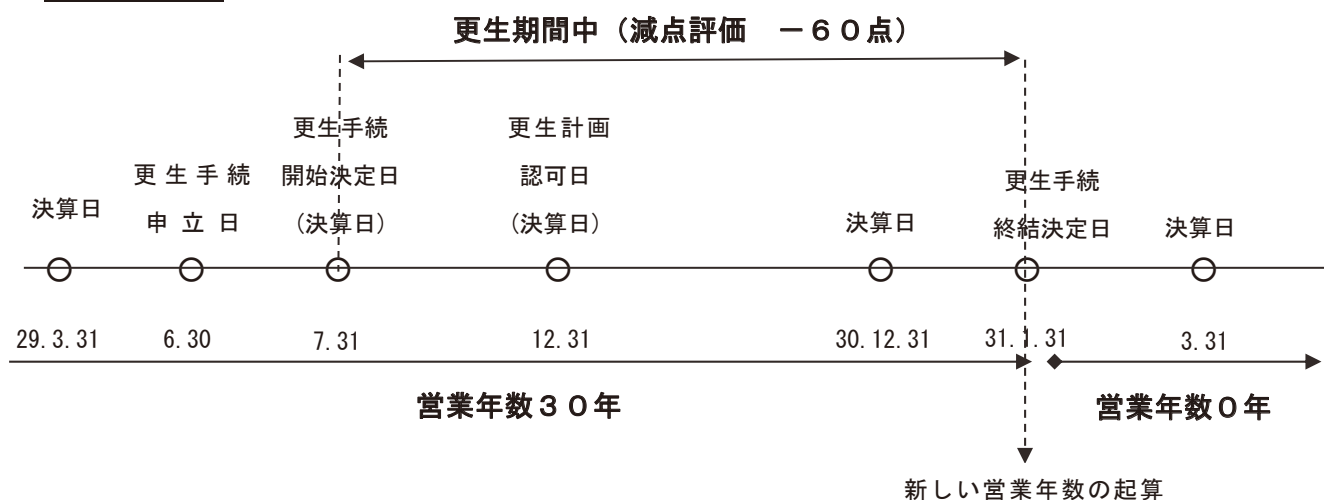
裏付資料：再生手続又は更生手続終結決定日が確認できる書類（官報）の写し

[営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図]

民事再生手続



会社更生手続



「休業等期間」について、1月に満たない端数については切り上げてください。

(例：1か月と3日は2か月)

「備考(組織変更等)」について、組織変更があった場合は、具体的に記入してください。

(例：昭和62年5月15日 有限会社→株式会社)

⑱ 項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用がない場合又は再生手続終結若しくは更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、「2. 無」を記入してください。

審査基準日において再生(更生)期間中の場合(平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けていない場合)は、「1. 有」を記入してください。

なお、民事再生手続及び会社更生手続を行った場合は、特殊な経営事項審査に該当します。詳細は、P. 86以降の「〔5〕特殊な経営事項審査について」を参照してください。

- 裏付資料(「1. 有」の場合)：
- ア 再生手続又は更生手続開始決定日が確認できる書類(手続開始決定通知書等)の写し
 - イ 再生計画又は更生計画認可日が確認できる書類(認可決定通知書等)の写し

「再生手続又は更生手続開始決定日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

「再生計画又は更生計画認可日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

「再生手続又は更生手続終結決定日」について、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、必ず記入してください。

②⑩ 項番 57 防災協定の締結の有無

国、特殊法人等又は地方公共団体と災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している場合は「1」を、していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第2条第1項(詳細については、同法施行令第1条を参照)に規定する特殊法人等をいう。

裏付資料:「1」の場合は、次の**いずれかの書類**を提示してください。

ア 申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、防災協定書

イ 申請者加入の建設業協会等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下2点の書類を提示してください。

- ・当該団体の証明書

※審査基準日現在当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できるもの

- ・当該団体が締結している防災協定書(写し)

②⑪ 項番 58、項番 59 法令遵守の状況

審査基準日直前1年以内に**建設業法に基づく営業停止処分・指示処分**を受けた場合は、「1. 有」を記入してください。処分を受けた日は、行政の処分日になります(営業停止開始日ではありません。)。裏付資料は不要です。

②⑫ 項番 60 監査の受審状況

審査基準日において、

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、「1」を記入してください。

イ 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、「2」を記入してください。

ウ 公認会計士、及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名したものを提出している場合は、「3」を記入してください。なお、署名する者は、常勤の職員(項番61に該当する者)であることが必要です。

エ アからウまでに該当しない場合は、「4」を記入してください。

裏付資料:

ア 会計監査人が設置されている場合(「1」):有価証券報告書の原本又は監査証明書の写し(=会計監査報告書。P.103参照)及び審査基準日に会計監査人が設置されているかどうかを確認できる資料(履歴事項全部証明書、定款等)を提示してください。有価証券報告書の場合、審査時には該当部分を指示するようお願いします。

イ 会計参与が設置されている場合(「2」):会計参与報告書の写し(P.104参照)及び審査基準

日に会計参与が設置されているかどうかを確認できる資料（履歴事項全部証明書、定款等）を提示してください。

ウ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出した場合（「3」）：**常勤職員**である公認会計士、税理士、一級登録経理試験合格者などが、「**建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目（P. 106～109参照、提出は不要です）**」について適正に処理をしたことを確認し、自ら署名した「**経理処理の適正を確認した旨の書類（P. 105参照）**」の原本及び副本（写し）を提出してください。税理士などの常勤性の確認資料はP. 51の〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉を参照してください。

* 会計監査人（会計参与）が設置されているだけでなく、損益計算書などが、適正に表示されていることが必要です。なお、会計監査人となれるのは、公認会計士又は監査法人であり、会計参与となれるのは、監査法人、公認会計士、税理士及び税理士法人です。

* 監査役は、会計監査人及び会計参与とは違います。

②④ 項番6.1 公認会計士等の数

公認会計士等の数は、公認会計士、税理士及び一級登録経理試験合格者（一級建設業経理事務士試験合格者等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

*** 令和3年4月1日より、経営事項審査の審査基準の一部が改正され、公認会計士等数の算出に当たって算入できる者が以下のとおり改正されました。**

ア 従 来：公認会計士となる資格を有する者

（公認会計士となるための登録を受けていることを要しない）

改正後：公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による**研修を受講した者**

（公認会計士として登録されていることが前提）

イ 従 来：税理士となる資格を有する者

（税理士となるための登録を受けていることを要しない）

改正後：税理士であって、所属税理士会が認定する**研修を受講した者**

（税理士として登録されていることが前提）

ウ 従 来：1級登録経理試験に合格した者

（一度合格すれば、以降継続して経審で評価）

改正後：・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から**5年経過していない者**

・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から**5年経過していない者**

*** 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後に掲げたものとなります。**

②⑤ 項番6.2 二級登録経理試験合格者等の数

二級登録経理試験合格者等の数は、二級登録経理試験合格者（二級建設業経理事務士等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

エ 従 来：2級登録経理試験に合格した者

（一度合格すれば、以降継続して経審で評価）

改正後：・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から**5年経過していない者**

・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から**5年経過していない者**

②④⑤の裏付資料：公認会計士、税理士又は一級・二級登録経理試験（建設業経理事務士ほか）の**資格証（写し）・合格証（写し）、研修を受講したことが分かる資料及び常勤性が確認できる資料（P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照）**

②⑥ 項番 6 3 研究開発費

監査の受審状況を「1（会計監査人を設置している）」とした場合のみ対象となります（それ以外の場合は「0」を記入してください。）。対象者は必ず2期平均を記入してください（千円未満は切捨て）。

裏付資料（2期分が必要となります。）：

次のいずれかの資料を提示してください。前期分は前回経審の申請書副本でも可とします。

ア 財務諸表

財務諸表注記表（様式17号の2 P. 99参照）の研究開発費の額と一致します。

イ 有価証券報告書（研究開発費の表示部分）

②⑦ 項番 6 4 建設機械の所有及びリース台数

(ア) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー

(イ) 土砂等を運搬する貨物自動車であって、道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」と記載があるもの

※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は該当しない。

(ウ) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

(エ) 労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる高所作業車（作業床の高さが2メートル以上のもの）

(オ) 締固め用機械として労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」で、自主検査指針に記載のロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー

※自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため、加対象建設機械ではない

(カ) 解体用機械で労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げるブレーカおよび同法施行規則第151条の175に定める鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

以上の建設機械を申請者が所有、リース契約等により保有している場合は、その台数を記入してください。保有していない場合は、「0」を記入してください。

評価対象となる建設機械

種 類	名 称	範 囲	根拠法令
掘 削 機 械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	(ア) 建設機械抵当法
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
整地・締め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	

ダンプ車		自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの ※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は該当しない。	(イ) 道路 運送車両法
移動式クレーン		つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン	(ウ) 労働安全 衛生法施行令
高所作業車		作業床の高さが2メートル以上のもの	(エ) 労働安全 衛生法施行令
締固め用機械		ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー(自走能力があること)	(オ) 労働安全 衛生法施行令
解体用機械		ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機	(カ) 労働安全 衛生法施行令

- * 建設機械の保有については、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される上の表に掲げる建設機械が経営事項審査結果通知書の有効期間中は申請者の手元にあり、いつでも使用可能な状況进行评估するものです。したがって、審査基準日から1年7か月以上の使用期間があることが評価対象となります。リース契約書等で、審査基準日から1年7か月以上の使用期間が確認できない場合は、「建設機械の保有状況一覧表」(P. 111参照)の誓約書に必要事項を記入してください。
- * 償却台帳上、既に除却済みとなっている場合や、自主検査記録表の使用者が異なる等、申請者が専ら使用できることが明確でないと、評価対象にはなりません。また、1台の建設機械を複数の業者が申請することはできません。
- * リース契約の場合は、会計上のファイナンスリース、オペレーティングリースとレンタル等の契約上の違いは考慮せず、審査基準日から1年7か月以上の使用期間がある賃貸借契約については、全てリース契約として評価します。また、割賦販売により購入し、建設業者の資産として計上している場合は、所有として評価します。
- * 評価対象は15台までですが、発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書には、所有又はリース契約による実数を記入してください。
- * 申請書に16台以上記入した場合でも、「建設機械の保有状況一覧表」には15台分までを記入してください。また、裏付資料についても、15台分までで結構です。
- * 防災協定の締結の有無(項番57)が「2. 無」であっても、「建設機械の保有状況」は評価対象となります。

提出資料 「建設機械の保有状況一覧表」(P. 1 1 1 参照) ※正本用と副本用に1部ずつ添付

＊ 令和5年1月1日から様式が変更になりました。

裏付資料：

- ア 契約書等 所有の場合

(ア) 売買契約書
(イ) (ア)がない場合は、注文書、申込書、販売(譲渡)証明書
(ウ) (ア)も(イ)もない場合は、法人税確定申告書別表16及び償却台帳(除却済や機械が特定できない場合は不可。)
※前回受審時に「所有」で評価対象となった場合は省略可
- リースの場合

(ア) リース契約書
(イ) (ア)がない場合は、リース契約の証明書

イ 確認資料

建設機械の種類	裏付資料(確認事項)
ショベル系掘削機	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの ○カタログ等(注2)
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	○自動車検査証、自動車検査証記録事項(電子自動車検査証の場合) ・有効期間に審査基準日を含み、P. 79からP. 80の内容が記載されているもの
移動式クレーン	○製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証 ・有効期間に審査基準日を含むもの
高所作業車	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの
締固め用機械	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの
解体用機械	○特定自主検査記録表(注3) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの

- 注1 労働安全衛生法上、1年以内に1回の特定自主検査の受検が義務付けられているため、原則として提示する必要がありますが、新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、特定自主検査実施時期証明書(写し)等の御提示をお願いします。
- 注2 ショベル系掘削機の場合は、特定自主検査記録表を掘削機専用の様式で作成してあれば、ショベル系掘削機であることの確認ができるので、カタログ等は不要です。前回受審時に評価対象となった建設機械についても、カタログ等は不要です。
- 注3 解体用機械について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し解体用機械として使用している時に、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は重複して加点しません。

⑳ 項番 6 5 エコアクション 2 1 の認証の有無

環境省が定めるエコアクション 2 1 の認証を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を申請書に記入してください。

㉑ 項番 6 6 I S O 9 0 0 1 の登録の有無

(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関(UKASなど)に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、申請書に記入してください。

㉒ 項番 6 7 I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無

(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関(UKASなど)に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、記入してください。

㉑の裏付資料：

一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」(審査基準日時点で有効なもの)

㉑㉒の裏付資料：

審査登録機関(JABなど)が認証を証明する「ISO9001認証登録証明書」、「ISO14001認証登録証明書」(いずれも審査基準日時点で有効なもの)。

なお、「認証登録証明書」に登録範囲が明記されていない場合は、「付属書」等において登録範囲を確認できる資料も提示してください。

- * ISOの認証を受けている建設業の業種と、項番 1 6 の経営規模等評価等対象建設業の業種とが異なっていた場合でも、評価対象となります(㉑㉒共通)。
- * エコアクション 2 1 及び ISO の認証範囲に建設業が含まれていない場合や、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価対象外です(㉑㉒㉓共通)。
- * 「認証登録証明書」及び「付属書」の標記が日本語以外の場合、必ず日本語に翻訳した書面を提出してください。なお、その際、その書面に申請者名を記載し、代表者印を押印し提出してください(㉑㉒㉓共通)。
- * ISO14001 が登録され、エコアクション 2 1 も認証されている場合は、合算せず ISO14001 のみ加算されます。

〈知事コード〉

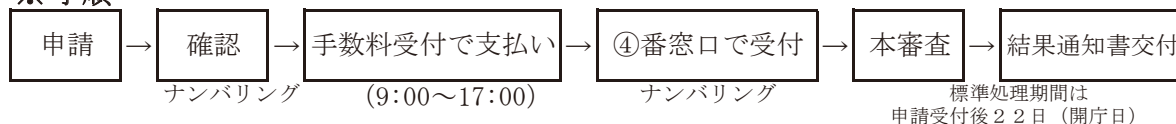
東京都知事	13
-------	----

〈東京都区市町村コード〉

13101	千代田区	13201	八王子市	13303	瑞穂町
13102	中央区	13202	立川市	13305	日の出町
13103	港区	13203	武蔵野市	13307	檜原村
13104	新宿区	13204	三鷹市	13308	奥多摩町
13105	文京区	13205	青梅市		
13106	台東区	13206	府中市	13361	大島町
13107	墨田区	13207	昭島市	13362	利島村
13108	江東区	13208	調布市	13363	新島村
13109	品川区	13209	町田市	13364	神津島村
13110	目黒区	13210	小金井市		
13111	大田区	13211	小平市	13381	三宅村
13112	世田谷区	13212	日野市	13382	御蔵島村
13113	渋谷区	13213	東村山市		
13114	中野区	13214	国分寺市	13401	八丈町
13115	杉並区	13215	国立市	13402	青ヶ島村
13116	豊島区	13218	福生市		
13117	北区	13219	狛江市	13421	小笠原村
13118	荒川区	13220	東大和市		
13119	板橋区	13221	清瀬市		
13120	練馬区	13222	東久留米市		
13121	足立区	13223	武蔵村山市		
13122	葛飾区	13224	多摩市		
13123	江戸川区	13225	稲城市		
		13227	羽村市		
		13228	あきる野市		
		13229	西東京市		

経営事項審査 確認書（都知事許可業者用）

※ 手順



太枠の中をご記入ください。（下の確認票もあり）				確認 番号	
会 社 名 又 は 個 人 名				受付印	
許可番号		確認印			
第 号					
手数料					
業種数	業種		審査担当者		整理番号
手数料	¥	最終			

審 査 手 数 料							
業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1 業種	11,000 円	8 業種	28,500 円	1 5 業種	46,000 円	2 2 業種	63,500 円
2 業種	13,500 円	9 業種	31,000 円	1 6 業種	48,500 円	2 3 業種	66,000 円
3 業種	16,000 円	1 0 業種	33,500 円	1 7 業種	51,000 円	2 4 業種	68,500 円
4 業種	18,500 円	1 1 業種	36,000 円	1 8 業種	53,500 円	2 5 業種	71,000 円
5 業種	21,000 円	1 2 業種	38,500 円	1 9 業種	56,000 円	2 6 業種	73,500 円
6 業種	23,500 円	1 3 業種	41,000 円	2 0 業種	58,500 円	2 7 業種	76,000 円
7 業種	26,000 円	1 4 業種	43,500 円	2 1 業種	61,000 円	2 8 業種	78,500 円

※ 申請者の皆様へ

審査終了後、上の手順にしたがって手続を完了してください。
（手続が完了しないと結果通知書は発行されません。）

経営事項審査 確認票

太枠の中をご記入ください。				確認 番号	
会社名又は 個 人 名			許可番号	第 号	
担当者氏名 (代理人氏名)			連絡先電話番号		

① 予約日： 令和 年 月 日、午前・午後 時

② 受付日： 令和 年 月 日（手数料— 業種、 円）

〔4〕再来（さいらい）の方法

〈再来とは〉

経営事項審査を受けたものの、書類不備等により再び審査を受けることです。

再来で、再度審査を受ける場合は、短時間（1件5分程度）で審査を完了することを想定しており、内容によっては再来ではなく、再度予約を取っていただくこともあります。

〈再来の予約、審査日、受付時間、審査開始予定時間〉

- ・ 予 約：予約は必要ありません。
- ・ 審 査 日：経営事項審査を行っている日と同様です。
- ・ 受 付 時 間：午前9時30分から11時まで、及び午後1時30分から3時までです。
- ・ 審査開始予定時間：予約審査終了後から開始しますので、おおむね午前10時、午前11時、午後2時、午後3時から行います。ただし、当日の通常審査の進捗状況により前後しますので、ご了承ください。
- ・ 審査の申込方法：審査窓口入口の「再来カード」を引いて、待合用椅子に掛けてお待ちください。再来の受付終了時間は、午前は11時、午後は3時です。

〈審査の進め方〉

- ・ 各時間の予約審査が終了しましたら、審査担当者がお呼びします。
- ・ 審査担当者に再来カードを渡し、再来の理由を簡潔に説明してください。
- ・ 補正票と指示された裏付資料を、提示してください。
- ・ 審査が終了したら、確認（ナンバリング）受付→収納窓口→④番受付の順でお進みください。

〔５〕特殊な経営事項審査について

１ 合併、経営再建等の経営事項審査

東京都知事許可の建設業者で、合併や経営再建後に経営事項審査（特殊な経営事項審査）を行う場合の相談、申請は、おおむね以下の手順で行ってください。

〈合併、経営再建とは〉

- (1) 合併等：①合併 ②譲渡 ③会社分割 ④承継（法人成り）をいいます。
(2) 経営再建：①会社更生 ②民事再生 ③特定調停をいいます。

〈申請の手順〉

- (1) 事前相談が必要ですので、建設業指導担当へ日程調整のご連絡をお願いします。

事前相談に必要な資料

①合併等（承継以外）、経営再建の場合

- ・合併等、経営再建の事実が確認できる書類（写しで結構です。）
- ・関係する全会社の建設業許可通知書（写しで結構です。）
- ・決算日が確認できる書類（なければ結構です。）

②承継の場合（以下の要件を全て満たすことが必要です。）

- ・被承継人が５０％以上を出資して設立した法人であることが分かる資料
- ・被承継人の事業年度と、承継法人の事業年度が連続することが分かる資料
- ・承継法人の代表権を有する役員が被承継人であることが分かる資料

- (2) 経営事項審査を受ける会社の修正財務諸表、精算書等を作成してください。

- ・審査基準日により修正財務諸表、精算書等の作成方法が異なります。
- ・修正財務諸表は、公認会計士又は税理士による証明が必要です。

※事例に応じた修正等を行った財務諸表

- (3) 登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行ってください。

※合併等の経営状況分析申請に必要な書類は、登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

- (4) 申請先から登録経営状況分析機関経営状況分析結果通知書を受領してください。

- (5) 申請内容の事前審査をさせていただくため、建設業指導担当から指示された書類を持ち込んでください。

- ・修正財務諸表、工事経歴書、工事の裏付資料、合併・事業譲渡等の契約書写し、技術職員名簿、資格者証等の写し、常勤資料等 ※次ページ以降参照

- (6) 本審査日の日程調整

- (7) 本審査（提出書類、提示書類）→確認（ナンバリング）受付→収納窓口→④番受付

〈参考〉

特殊な経営事項審査の申請にあたっては、以下の国土交通省の通達も参照してください。

※国土交通省ホームページ 経営事項審査 関係通達

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html

・合併

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年 3 月 10 日付国総建第 309 号）」

・譲渡

「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年 3 月 10 日付国総建第 332 号）」

・会社分割

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年 3 月 10 日付国総建第 313 号）」

・承継（法人成り）

「経営事項審査の事務取扱いについて（平成 20 年 1 月 31 日付国総建第 269 号）」

・会社更生

「会社更生手続開始の申立て等を行った建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて（平成 20 年 3 月 10 日付国総建第 315 号）」

〈申請に必要な書類〉

(1) 合併等（承継以外）の経営事項審査申請に必要な書類

提出書類

書 類 名	注 意 事 項
①経営事項審査確認書	正本
②経営規模等評価申請書・総合評定請求書	正本、副本（正本の写し）
③工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正本、副本（正本の写し）
④その他の審査項目（社会性等）	正本、副本（正本の写し）
⑤技術職員名簿	正本、副本（正本の写し）
⑤の名簿に記入した、「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写し ※ 1	1 部提出（返却された場合）
⑥経営状況分析結果通知書	原本提出
⑦修正財務諸表等事前確認時に提出した、原本以外のもの	返却された場合

事前確認時の提示書類（主なもの）

書 類 名	注 意 事 項
⑧合併等の契約書（写し）	
⑨修正財務諸表（2 期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（「直前 3 年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）	登録経営状況分析機関に送付した書類
⑩精算書及び精算書が適正である公認会計士又は税理士の証明	会社間の取引分は相殺してください。 完成工事高が 3 年平均：3 6 か月分 完成工事高が 2 年平均：2 4 か月分
⑪消費税確定申告書	
⑫工事請負契約書等（写し）	審査を受ける建設業の種類ごとに工事 経歴書上位 3 件
⑬技術職員等の常勤性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑭技術職員等の恒常性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑮技術者の資格検定合格証等（写し）（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑯前回の経営事項審査申請書（副本）	消滅会社等が受審している場合

審査日の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑰建設業許可通知書又は許可証明書、(認可通知書)	経営事項審査を申請する会社
⑱建設業許可申請書（副本）（及び、認可申請書（副本））	経営事項審査を申請する会社
⑲変更届出書（副本）	合併等時点から申請日にかけて有効なもの
⑳社会性等の証明（審査基準日現在）	提示書類の種類は、その他の審査項目（社会性等）の説明を参照
㉑事前確認時に指示された書類一式	指示された場合
㉒特殊経審事前確認票	建設業指導担当が交付した場合

(2) 承継（法人成り）の経営事項審査の申請に必要な書類

提出書類

書 類 名	注 意 事 項
①経営事項審査確認書	正本
②経営規模等評価申請書・総合評定請求書	正本、副本（正本の写し）
③工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正本、副本（正本の写し）
④その他の審査項目（社会性等）	正本、副本（正本の写し）
⑤技術職員名簿	正本、副本（正本の写し）
⑤の名簿に記入した、「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写し ※1	1部提出（返却された場合）
⑥経営状況分析結果通知書	原本提出
⑦事前確認時に提出した、原本以外のもの	返却された場合

事前確認時の提示書類（主なもの）

書 類 名	注 意 事 項
⑧承継法人の定款または株主（出資者）調書（写し）	
⑨承継会社の商業登記簿（写し）	
⑩消費税確定申告書	
⑪被承継人と承継法人の財務諸表・工事経歴書 ※「修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（「直前3年の各事業年度における工事施工金額」を含みます。）」を求めています。	
⑫工事請負契約書等（写し）	審査を受ける建設業の種類ごとに工事経歴書上位3件
⑬技術職員等の常勤性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑭技術職員等の恒常性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照

⑮技術者の資格検定合格証等（写し）（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑯前回の経営事項審査申請書（副本の原本）	被承継人が受審している場合

審査日の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑰建設業許可通知書又は許可証明書、（認可通知書）	承継法人のもの
⑱建設業許可申請書（副本）（及び、認可申請書（副本））	承継法人のもの
⑲変更届出書（副本）	申請日にかけて有効なもの
⑳社会性等の証明（審査基準日現在）	提示書類の種類は、その他の審査項目（社会性等）の説明を参照
㉑事前確認時に指示された書類一式	指示された場合
㉒特殊経審事前確認票	建設業指導担当が交付した場合

(3) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類

提出書類

書 類 名	注 意 事 項
①経営事項審査確認書	
②経営規模等評価申請書・総合評定請求書	正本、副本（正本の写し）
③工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正本、副本（正本の写し）
④その他の審査項目（社会性等）	正本、副本（正本の写し）
⑤技術職員名簿	正本、副本（正本の写し）
⑤の名簿に記入した、「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写し ※1	1部提出（返却された場合）
⑥経営状況分析結果通知書	原本提出
⑦修正財務諸表等事前確認時に提出した、原本以外のもの	返却された場合

事前確認時の提示書類（主なもの）

書 類 名	注 意 事 項
⑧経営再建の事実確認ができる書類	裁判所に提出した書類及び裁判所から発行された書類
⑨修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明	登録経営状況分析機関に送付した書類
⑩消費税確定申告書	
⑪工事請負契約書等（写し）	審査を受ける建設業の種類ごとに工事経歴書上位3件
⑫技術職員等の常勤性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑬技術職員等の恒常性の証明（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照
⑭技術者の資格検定合格証等（写し）（審査基準日現在）	提示書類は、技術職員名簿の説明を参照

⑮前回の経営事項審査申請書（副本）	受審している場合
-------------------	----------

審査日の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑯建設業許可通知書又は許可証明書	経営事項審査を申請する会社
⑰建設業許可申請書（副本）	経営事項審査を申請する会社
⑱変更届出書（副本）	申請日にかけて有効なもの
⑲社会性等の証明（審査基準日現在）	提示書類の種類は、その他の審査項目（社会性等）の説明を参照
⑳事前確認時に指示された書類一式	指示された場合
㉑特殊経審事前確認票	建設業指導担当が交付した場合

※ 1 資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の経営事項審査と同じ資格コードで申請する技術職員については、合格証等の提示は不要です（有効期限のある「基幹技能者」、「地すべり防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要です。）。

なお、講習受講を「1（有）」で申請する場合は、監理技術者資格者証及び裏面の監理技術者講習修了情報の提出が必要です。

2 外国建設業者の経営事項審査

〈外国建設業者の定義〉

外国建設業者とは、次のいずれかになります。

- ① 外国に主たる営業所を有する建設業者
- ② 日本国内に主たる営業所を有する建設業者のうち、外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の50%以上を出資しているもの

〈外国の定義〉

効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域

その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域

〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉

日本国内に設けられている外国建設業者の支店、日本法人が日本国内の技術者数、営業年数、建設業経理事務士等の数及び労働福祉の状況（建設業退職金共済組合、退職一時金制度、企業年金制度及び法定外労働災害補償制度）のみで経営事項審査を申請

日本企業が申請する経営事項審査の裏付資料と同じ資料が必要

裏付資料：申請書、技術職員名簿、その他審査項目の裏付資料を参照

外国語の提示書類には、日本語訳を添付してください。

〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉

日本国以外の経営規模、経営状況、技術者数、営業年数、及び建設業経理事務士等の数について、国土交通省に認定申請を行う：国土交通大臣の認定した数値等で審査

裏付資料：認定書（国土交通大臣）（外国の事項について）

日本の事項については、日本企業の経営事項審査と同じ資料を用意

外国語の提示書類には、日本語訳を添付してください。

(5) 特殊経審

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(令和 年 月 日)

東京都知事 殿

(許可年月日) 年 月 日

(許可番号) 東京都知事許可(ー)第 号

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名 印

事業年度(第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで) の

変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

*該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚

〔6〕変更届出書（別紙8）の訂正について

〈用紙について〉

前ページの書式をコピーして使用してください。

※東京都経営事項審査のホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)

なお、この届出書で許可申請書に添付している財務諸表等を訂正することはできません。

〈提出部数〉

2部（正本・副本）

〈押印について〉

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正に伴い、令和3年1月1日より経営事項審査申請書・総合評価値請求書の押印が不要になりました。これに伴い、「変更届出書（別紙8）の訂正について」の書類の押印も不要になりました。

〈代理人が訂正届を提出する場合〉

代理人による届出の場合は、届出書に代理人として職印を押印したうえで、最後に委任者よりの委任状を添付してください。

〈添付書類のつづり方〉

〔変更届出書（別紙8）の訂正について〕をコピーして表紙とし、訂正届を作成してください。

① 決算報告（変更届出書）を建設業課へ提出後、登録経営状況分析機関で財務諸表の変更があった場合の訂正について

書類のつづり方は、次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「財務諸表」

② 経営事項審査で工事の種別を変更するように指示された場合の訂正について

書類のつづり方は、次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「工事経歴書」
- ・（添付書類）「直前3年の各事業年度における工事施工金額」

③ 経営事項審査で売上金額を完成工事高から兼業事業売上高に変更するように指示された場合の訂正について

書類のつづり方は、次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「工事経歴書」
- ・（添付書類）「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・（添付書類）「財務諸表」

〈その他必要書類〉

「経営事項審査」審査当日に書類等の不備が発見され、後日訂正届を提出する（〈添付書類のつづり方〉

①から③までの事例＝「再来」）場合は、次の書類も持参してください。

- ・決算報告（変更届出書）
- ・その他審査担当者が指示した書類

〈財務諸表の訂正方法〉

- ① 建設業課へ提出した決算報告（変更届出書）の「財務諸表」から訂正を行うページをコピーしてください。
- ② 「財務諸表」の訂正する数値を**見え消し**で修正してください（訂正印の必要はありません。）。
見え消し＝訂正前の数字に二重線を引いてから、新しい数字をその隣に記入してください。

〈「工事経歴書」、「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉

「工事経歴書」、「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の訂正は、訂正後の文字、数字を直接記入して**新たに作成**してください。

〈訂正の受付〉

経営事項審査や経営状況分析において指摘を受けた場合のみ訂正届の受付は、経営事項審査窓口で行います。

〔 7 〕「最終チェックリスト」

最終の確認で御使用ください。

【 】内の数字は項番を表します。

＊まず、全ての申請書類及び経営状況分析結果通知書が新様式になっているかどうか御確認ください。

合致していれば□に“レ”を入れてください。

- ☐ 必要な結果通知書は何ですか。表題の不要な申請書、請求書を二重線で消しましたか。
- ☐ 「申請書」【 0 2 】申請時の許可番号は正しく記入されていますか（建設業許可通知書を参照）。
- ☐ 「申請書」【 0 3 】の許可番号は正しく記入されていますか。
（許可番号の変更がない場合は空欄になります。）
- ☐ 「申請書」【 0 4 】の審査基準日（決算日）は正しく記入されていますか。
（前期の審査基準日を記入していませんか。特に「年」を見直しましょう。）
- ☐ 「申請書」【 0 5 】申請等の区分と表題の申請書、請求書は一致していますか。
- ☐ 「申請書」【 0 6 】処理区分左側コラムに記載要領のコードを記入しましたか。
（「申請書」【 0 6 】処理区分右側コラムは特殊経審申請用です。）
- ☐ 「申請書」【 0 7 】資本金額等が、経営状況分析結果（単独決算の場合）の資本金と一致していますか（決算日以降に資本金額を変更している場合は、変更後の金額を記入してください。）。個人の場合は空欄です。
- ☐ 「申請書」【 0 8 】から【 1 1 】までは建設業許可申請書と同じですか。
- ☐ 「申請書」【 1 2 】区市町村コードは正確に記入しましたか。（東京都区市町村コード表を参照）
- ☐ 「申請書」【 1 3 ）、【 1 4 】所在地、郵便番号、電話番号は申請日現在で記入しましたか。
- ☐ 「申請書」【 1 5 】「許可を受けている建設業」は建設業許可通知書等で確認しましたか。
- ☐ 「申請書」【 1 6 】「経営規模等評価等対象建設業」と工事種類別完成工事高の「工事の種類」は同じですか。
- ☐ 「申請書」【 1 7 】「自己資本額」は純資産合計と一致していますか。

- ☐ 「申請書」【18】営業利益は損益計算書の営業利益と、減価償却費は法人税確定申告書等の金額と一致していますか。営業利益、減価償却費は分析結果通知書の参考値と一致していますか。
- ☐ 「申請書」【19】の「審査基準日における技術職員の数」と「技術職員名簿」に記載されている人の数は一致していますか。
- ☐ 「申請書」【20】は記入しましたか。
- ☐ 「連絡先」に会社の担当者名を記入しましたか。
- ☐ 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の業種コード【32】は、全て正しく記入されていますか（「土木一式010」と「PC011」、「とび・土工・コンクリート050」と「法面051」、「鋼構造物110」と「鋼橋上部111」はそれぞれ一対です。忘れずに記入してください。）。
- ☐ 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（決算変更届書）の合計金額と「工事種類別完成工事高」の合計金額【34】は一致していますか。
- ☐ 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」について
- ア 合計金額【34】と財務諸表（損益計算書、97ページを参照）の「完成工事高」の金額が一致していますか。
- イ 免税事業者は、「完成工事高」を税抜きで記入し、税抜きの「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」を添付していますか。
- ☐ 技術職員名簿について
- ア 上段にある【81】「□□□頁」欄は記入してありますか。
- イ 業種コード・有資格区分コード・講習受講（該当なしの場合は「2」を記入）の欄は、全て記入してありますか。
- ウ 業種コードは、有資格区分コード及び経営規模等評価等対象建設業（13ページを参照）に対応した業種を記入してあるかどうか必ず御確認ください。
- エ 監理技術者資格者証（該当の場合のみ）の業種は、業種コード・有資格区分コードと一致していますか。
- オ 有効期限のある資格等については、その有効期限が切れていませんか。
- ☐ 「その他の審査項目（社会性等）」
- 領収書の日付など、審査基準日に係るものとなっていますか。

*業種の一致について：「申請書」の経営規模等評価等対象建設業（13ページを参照）・手数料の金額・工事種類別完成工事高（22ページを参照）の業種・技術職員名簿の業種・工事経歴書の建設工事の種類（一式工事に振り替えた場合を除きます。）は一致していることが必要です。

- ☐ 東京都と登録経営状況分析機関に提出している「財務諸表」の内容は一致していますか。

〔8〕補 足 資 料

様式第十六号 （第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書
自 年 月 日
至 年 月 日

（会社名）

I	売 上 高 完成工事高 兼業事業売上高	千円
II	売 上 原 価 完成工事原価 兼業事業売上原価 売上総利益（売上総損失） 完成工事総利益（完成工事総損失） 兼業事業総利益（兼業事業総損失）	
III	販売費及び一般管理費 役員報酬 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 修繕維持費 事務用品費 通信交通費 動力用水光熱費 調査研究費 広告宣伝費 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 交際費 寄付金 地代家賃 減価償却費 開発費償却 租税公課 保険料 雑 費 営業利益（営業損失）	

X 2 の利払前税引前償却前利益の営業利益はここに記載される金額で審査
決算期が12か月に満たない場合の換算方法は現行の完成工事高と同じ。

(3) その他
の審査等
項目

(4) 再
来
の
方
法

(5) 特
殊
経
審

(6) 変
更
届
出
書
の
訂
正

(7) リ
最
終
チ
ス
エ
ツ
ト
ク

(8) 補
足
資
料

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	-----	
	その他	_____	_____
V	営業外費用		
	支払利息	-----	
	貸倒引当金繰入額	-----	
	貸倒損失	-----	
	その他	_____	_____
	経常利益（経常損失）		-----
VI	特別利益		
	前期損益修正益	-----	
	その他	_____	_____
VII	特別損失		
	前期損益修正損	-----	
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		-----
	法人税、住民税及び事業税	-----	
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 年 月 日
至 年 月 日

（会社名）

千円

I	材 料 費	
II	労 務 費	-----
	（うち労務外注費 _____）	-----
III	外 注 費	-----
IV	経 費	_____
	（うち人件費 _____）	

完成工事原価

=====

注 記 表			
自	年	月	日
至	年	月	日
(会社名)			

- 注
- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
 - 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
 - 3 会計方針の変更
 - 4 表示方法の変更
 - 4-2 会計上の見積
 - 5 会計上の見積りの変更
 - 6 誤謬の訂正
 - 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
受取手形割引高 千円
裏書手形譲渡高 千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
 - 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
 - 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 10 税効果会計
 - 11 リースにより使用する固定資産

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を記載させることとした。
経営事項審査のWの研究開発費の額は、ここに記載される金額で審査。
決算期が12か月に満たない場合の換算方法は、現行の完成工事高と同じ。

会社計算規則の改正に併せ、記入項目を整理

(3) 其
社
会
性
審
査
等
目

(4) 再
来
の
方
法

(5) 特
殊
経
審

(6) 変
更
届
出
書
の
訂
正

(7) リ
最
終
チ
ス
エ
ッ
ク

(8) 補
足
資
料

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価等

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

認定能力評価基準におけるレベル3・4の技能者について

令和2年4月1日以降の経営事項審査においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード（レベル3，レベル4）の交付を受けている技能者は、技術職員として評価されるようになりました。

1 経営事項審査における「レベル3」及び「レベル4」の取扱いについて

・有資格区分コード

レベル3技能者＝703

レベル4技能者＝704

・点数

レベル3技能者＝2点

レベル4技能者＝3点

・確認資料

能力評価（レベル判定）結果通知書

（当該結果通知書には、レベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です。）

なお、結果通知書については、能力評価実施機関にお問い合わせください。

〈能力評価結果通知書見本〉

能力評価（レベル判定）結果通知書	
技能者氏名	殿
能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。	
【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3
2019年12月6日 鉄筋技能者能力評価実施機関	

2 レベル4、レベル3技能者で評価できる業種について

技術職員数値の算出における、レベル4技能者及びレベル3技能者の技能の区分については、次の表の左の認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右の建設業の種類のいずれかに計上するものとします。

能力評価基準	建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎工技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

×年×月×日

〇〇株式会社取締役会御中

〇〇監査法人

公認会計士〇〇〇〇印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計参与報告

〇〇株式会社会計参与〇〇〇〇印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務及び現況を十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること。
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること。
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること。
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間と期を記入

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
の 年 月 日から 年 月 日までの
 第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
 基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
 に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

年 月 日

商号又は名称
 所属・役職

氏 名

以下の資格を持つ申請会社の常勤の役職員が、自ら署名する。

①公認会計士、税理士及びこれらとなる資格を有する者

②1級登録経理試験に合格した者

記載要領

「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。

知事」

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全体	前期と比較しおおむね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債務 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡しを完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積もることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の 計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡しの日として合理的であると認められる日（作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別の上適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続を経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払を受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式の J V に係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V 全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J V に係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V 全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J V を代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益又は未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(3) その他
の審査項目

(4) 再
来
の
方
法

(5) 特
殊
経
審

(6) 変
更
届
出
書
の
訂
正

(7) リ
最
終
チ
ス
エ
ッ
ク

(8) 補
足
資
料

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長

年 月 日

知事 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

通番	氏 名	生年月日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

建設機械の保有状況一覧表

許可番号

申請者名		審査基準日		令和 年 月 日			
通番	建設機械の種類	メーカー名	型 式	車台番号又は製造番号	特記事項	所有又はリース	購入日又はリース契約期間
1						所有 リース	～
2						所有 リース	～
3						所有 リース	～
4						所有 リース	～
5						所有 リース	～
6						所有 リース	～
7						所有 リース	～
8						所有 リース	～
9						所有 リース	～
10						所有 リース	～
11						所有 リース	～
12						所有 リース	～
13						所有 リース	～
14						所有 リース	～
15						所有 リース	～

記載要領

- 「建設機械の種類」の欄は、該当するものを選択すること。
- 「特記事項」の欄は、下記のとおり記載すること。
 - ショベル系掘削機は、フロントアタッチメント(付属装置)の種類(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーなど)を記入すること。
 - ブルドーザーは、自重を記載すること。 ※自重3トン以上であること。
 - トラクターショベルは、バケット容量を記載すること。 ※バケット容量0.4立方メートル以上あること。
 - モーターグレーダーは自重を記載すること。 ※自重5トン以上であること。
 - ダンプ車は土砂等の運搬に供されるもので、種類(ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラなど)を記載すること。
 - 移動式クレーンの場合はつり上げ荷重を記載すること。 ※つり上げ荷重3トン以上であること。
 - 高所作業車は、作業床の高さを記載すること。 ※作業床の高さ2メートル以上であること。
 - 締固め用機械は種類(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラーなど)を記載すること。
 - 解体用機械は種類(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機など)を記載すること。
- 「所有又はリース」の欄には、該当する方に○を付けること。
- 「購入日又はリース契約期間」の欄には、売買契約書等の契約日又はリース契約書等における契約期間を記載すること。
- 下の誓約書は、リース契約書等において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、リース期間終了後契約を更新し、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用する場合に記入し押印すること。

誓 約 書

東京都知事 殿

上の通番()の建設機械については、リース契約書等において1年7か月以上の使用期間が定められていないため、リース期間終了後、リース契約の更新又は建設機械の買取りにより、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用することを誓約します。

上記に該当する場合はレ点(チェックマーク)を記入してください。

チェック欄 ☐

(3) (その他の審査項目)
(4) 再 来 の 方 法
(5) 特 殊 経 審
(6) 変 更 届 出 書 の 訂 正
(7) リ 最 終 チ ャ ッ ク
(8) 補 足 資 料

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

登録番号（7）20

経営事項審査申請説明書（経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書）

発行 令和7年9月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03-5321-1111（代表）

印刷 明誠企画株式会社
〒208-0022
東京都武蔵村山市榎2-25-5
TEL 042-567-6233（代表）

